

被害者等通知制度の解説その1：被害者、捜査公判情報通知制度

刑事局総務課

第1 はじめに

第2 被害者等通知制度の概要

1 被害者等通知制度の構成等

- (1) 被害者等通知制度の構成と概要
- (2) 裁判確定通知の重要性

2 被害者等通知制度の根拠等

- (1) 被害者等通知制度の根拠
- (2) 通達・通知の整理

ア 捜査公判情報通知制度に関するもの

イ 処遇状況等通知制度に関するもの

ウ 釈放予定等通知制度に関するもの

3 まとめ

第3 捜査公判情報通知制度

1 はじめに

捜査公判情報通知制度のイメージ図

2 通知対象事件・通知対象者

3 通知事項

(1) 被害者等に対する通知事項

ア 概要

イ ①事件の処理結果

ウ ②公判期日

エ ③刑事裁判の結果

オ ④公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文・理由の骨子、勾留及び保釈等の身柄の状況並びに公判経過等①から③までの事項に準ずる事項

(2) 目撃者等に対する通知事項

4 通知制度

(1) 通知手続の概略

(2) 通知希望確認

ア 概要

イ 被害者等に対する通知希望確認等

ウ 目撃者等に対する通知希望確認等

エ 通知希望確認の内容

(3) 通知の判断

ア 概要

イ 被害者等に対する通知の判断

ウ 目撃者等に対する通知の判断

(4) 通知方法

(5) その他留意事項

ア 不起訴裁定の理由の骨子の通知

イ 告訴・告発・請求に係る事件の通知・告知との関係

5 おわりに

(以上本号。以下の項目は予定。)

第4 処遇状況等通知制度

1 はじめに

処遇状況等通知制度のイメージ図（実刑の場合）

2 概要

3 執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合（刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合も含む。）

(1) 通知対象者

(2) 通知者

(3) 通知事項

(4) 通知手続等

4 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しの場合

(1) 通知対象者

(2) 通知者及び通知事項

(3) 通知手続等

5 拘留の刑の場合

(1) 通知対象者

(2) 通知者及び通知事項

(3) 通知手続等

6 保護処分を受けた加害者に係る通知の場合（少年院送致処分の場合及び少年法上の保護観察処分の場合）

(1) 総論

(2) 通知対象者

(3) 通知者及び通知事項

(4) 通知手続等

7 おわりに

第5 釈放予定等通知制度

1 はじめに

(1) 全体像について

釈放状況等通知制度のイメージ図

(2) 釈放予定等通知制度の目的等

(3) 警察に対する受刑者の釈放等に関する通知との調整

2 通知対象者

3 通知者及び通知事項

(1) 通知者

(2) 通知事項

4 通知手続等

(1) 通知の端緒（被害者等の希望）

(2) 通知手続等

(3) 通知の判断

(4) 通知方法等

5 おわりに

第1 はじめに

1 「犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。」これは、検察の理念の一節です。

この「被害者の正当な権利利益を尊重する」ためには、被害者に、自らが被害に遭った事件に関し、処分の結果、裁判の経緯、判決の内容又は加害者の処遇や釈放などに関する情報提供をすることが重要です。

そして、この被害者等への情報提供を制度的に担保するものとして、我々検察庁が実施している制度が、被害者等通知制度です。

2 ところが、残念なことに、近時、被害者等通知制度に関する過誤が多数報告されています。中には、被害者等通知制度に関わる過誤により、被害者の利益を害したとして国家賠償請求が認められた案件（大阪地裁判決平成24年6月14日：判例時報2158号84頁）もあります。

このような被害者等通知制度に関する過誤については、そもそも当該事案を担当した検察官又は検察事務官において、制度自体の理解が必ずしも十分でなかったり、制度に対する意識が低かったことが原因となって発生したものも少なからずあるように思われます。被害者等通知制度は、後述のように、複数の通達・通知に基づいて構成されているものであり、その網羅的な理解が難しい面があるところ是否定できませんが、被害者の正当な権利利益を尊重することを職責としている検察庁職員としては、被害者等通知制度の内容を正確に理解し、その内容を適切に実行していく必要があります。

3 そこで、これから3回にわたり、被害者等通知制度の基本的内容について、かみ砕いて分かりやすく説明していきたいと思います。

なお、再被害防止及び被害者等の保護のために必要がある場合に限って、被害者等に対して受刑者の釈放予定に関する通知をする制度（以下の説明で「釈放予定等通知制度」と呼んでいるものです。）がありますが、後記第2、1(1)のとおり、本稿では、説明の都合上、「被害者等通知制度」及び「釈放予定等通知制度」をまとめて「被害者等通知制度」と呼んで説明することとします。

また、現在、第2次犯罪被害者等基本計画に基づき、被害者等通知制度のうち、「処遇状況等通知制度」及び「釈放予定等通知制度」（それぞれの定義については、後記第2、1(1)を参照してください。）の2つについて制度の拡充が検討されているところですが、これからの説明においては、現在の制度を前提にして説明することとし、改正点については、改正後の制度が実施された時点で、改めてその内容の紹介をしたいと思います。

第2 被害者等通知制度の概要

1 被害者等通知制度の構成等

- 被害者等通知制度の概略は
 - ① 判決確定までの被害者等通知制度
 - ② 判決確定後の被害者等通知制度
 - ア 処遇状況等に関する通知制度
 - イ 釈放予定に関する通知制度
 と整理できる。

(1) 被害者等通知制度の構成

ア 一口に「被害者等通知制度」と言っても、被害者等通知制度（以下単に「通知制度」といいます。）は、趣旨・目的、手続段階そして通知内容が異なる制度が複合して構成されている制度と言えます。

その構成の概略は、

- ① 判決確定までの通知制度
- ② 判決確定後の通知制度
 - ア 処遇状況等に関する通知制度
 - イ 釈放予定に関する通知制度

と整理することができます。

イ まず、手続進行段階での分類としては、「被害者等通知制度は、判決確定を境に、2段階になっている」と言うことができます。

つまり、刑事事件の捜査・公判手続が進行中の段階では

① 判決確定までの通知制度

として、被害者等に対して、検察庁における刑事事件の処分結果、公判期日、刑事裁判の結果、裁判の確定などを通知することになります。

そして、判決確定後、具体的には、刑の執行等の段階では

② 判決確定後の通知制度

として、被害者等に対して、刑の執行終了予定時期、刑事施設での処遇状況、加害者の釈放に関する事項などを通知することになります。

ウ ②判決確定後の通知制度については、その趣旨・目的から、2つの制度に区分することができます。

ここで、被害者等通知制度の目的は、

被害者等に対し、刑事事件の処理結果、裁判の結果等及び加害者の処遇状況等に関する事項を通知することにより、刑事司法について、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、その適正かつ円滑な運営に資することを目的とする

ことであるとされています。

②(ア)の「処遇状況等に関する通知制度」も、その観点から、処遇状況や刑の執行終了予定時期等について被害者等に通知をするという制度です。

ただし、加害者の刑事施設での処遇状況等は、加害者のプライバシーにも関わるところがありますので、②(ア)の処遇状況等に関する通知の制度においても、一定の限界があります。例えば、加害者の釈放予定時期は、釈放予定「年月」までしか通知ができませんし、加害者が釈放後に戻る帰住地についても、通知事項に入っていません。

エ しかし、被害者が、加害者の釈放後、加害者による再被害を被るおそれがある事案においては、②(ア)の処遇状況等に関する通知制度による通知だけでは再被害防止には不十分である場合があります。また、被害者に詳細な釈放予定時期や加害者の帰住予定地について通知をすることで、被害者自らが、引っ越しをするなどして再被害防止のための措置を講じ、再被害を防止することができる場合があると思われます。

そのような

被害者等の保護

という目的から、実施されているのが

②(イ)の釈放予定に関する通知制度

になります。一言で言えば、②(イ)の「釈放予定に関する通知制度」は、被害者保護、特に再被害を防止するという見地から、処遇状況等に関する通知制度では通知されないような、詳細な釈放予定等に関する情報を通知する制度と理解すればよいと思われます。

このように、②(イ)の釈放予定に関する通知制度は、厳密に言えば、①判決確定までの通知制度や②(ア)の処遇状況等に関する通知制度とは、若干趣を異にしています。しかし、②(イ)の釈放予定に関する通知制度も、実務上、被害者等通知制度の一環として運用され、被害者への事件に関する情報提供を担うものですので、本稿では、被害者等通知制度を構成するものとして説明していきます。

オ 以下、通常使われない呼称ですが、各通知制度についてイメージをつかみやすくするために、①判決確定までの通知制度については「捜査公判情報通知制度」と、②判決確定後の通知制度のうち、(ア)処遇状況等に関する通知は「処遇状況等通知制度」と、(イ)釈放予定に関する通知は「釈放予定等通知制度」と、それぞれ呼ぶことがあります。

(2) 裁判確定通知の重要性

ア ここで、個々の制度の説明に入る前に、捜査公判情報通知制度の通知項目の1つである、裁判確定の通知に、スポットライトを当てます。

というのも、裁判確定の通知は、被害者等通知制度において、非常に重要な役割を果たしているからです。その役割というのは、①判決確定までの通知制度と②判決確定後の通知制度（特に、処遇状況等通知制度）を、「橋渡し」することです。

イ 被害者等通知制度は、原則として、被害者等の希望に基づいて、情報を通知する制度です。そして、①判決確定までの通知制度に関する通知の希望は、通常、捜査段階の取調べ時などに確認することになり

ますが、②判決確定後の通知制度（特に、処遇状況等通知制度）に関する希望は、捜査・公判段階ではなく、判決確定の通知時に確認することとなっています。

これは

- 加害者の処遇状況等の通知を望む被害者等は、通常、裁判の確定通知も希望していると考えられ、逆に、裁判の確定通知を希望しない被害者等については、その後の処遇状況等に関して通知を望む場合が少なく考えられること

- ②判決確定後の通知制度においては、加害者に対する判決の内容、つまり、実刑か、執行猶予か、執行猶予でも保護観察付きかなどにより、通知事項が変わってくる

などから、裁判の確定通知の段階で、通知希望を確認することが最も確実であることなどの事情に基づきます。

このように、①裁判確定までの通知制度において、一番最後の通知となる裁判確定通知は、同時に、その際に、②裁判確定後の通知制度、特に処遇状況等通知制度の端緒として、その希望確認をすることになるので、両者の「橋渡し」として極めて重要な役割を負っているのです。

ウ このように、裁判確定通知は、通知制度において、極めて重要な役割を負っているわけですが、残念ながら、検察庁での刑事事件の処理結果や裁判結果に比べれば、被害者等のみならず、我々検察庁職員でも、意識が薄いところがあるように思われます。実務上も、裁判確定通知の実施を忘れてしまった結果、被害者等に、処遇状況等通知制度に関する通知希望の確認をしないという過誤が発生しています。

また、後述するように、釈放予定等通知は、処遇状況等通知を希望する被害者等が特に希望する場合に通知をすることになっていますので、処遇状況等通知制度の端緒を失わせると、釈放予定等通知制度の端緒も失わせることになります。

エ そのため、被害者が釈放予定等通知を強く希望する案件では

- 検察庁が裁判確定通知を忘れる

↓

- 被害者に処遇状況等通知制度に関する希望確認がなされない（それに基づき、釈放予定等通知制度の希望表明もできない）

↓

- 被害者が加害者の処遇状況や釈放に関する情報を入手できない

という事態が生じ、後に被害者との間で紛糾する事態になり得ることはもちろん、最悪の場合、検察庁が裁判確定通知を失念した結果、被害者が、再被害防止のための適切な措置をとれず、再被害に遭うという可能性さえ否定できません。

こうした意味からも、裁判確定通知の重要性について、再認識していただければと思います。

2 被害者等通知制度の根拠等

- 被害者等通知制度は、法令に基づくものではなく、通達・通知に基づく。

(1) 被害者等通知制度の根拠

被害者等通知制度は、法律や政令に基づいて運用されているものではありません。

その根拠は、刑事局長通達又は三局長（刑事局長、矯正局長、保護局長）通達であり、さらに、その運用について定めた刑事局総務課長通知になります。

(2) 通達・通知の整理

これら被害者等通知制度に関わる主な通達等を列挙すると以下のとおりになります。もちろん、被害者等通知制度については、このほかにも関連する通達が発出されたり、自庁例規に定められている場合もあると思われていますが、本稿の「入門書」としての目的から、主たる通達のみを列挙したいと思います。

被害者等通知制度に携わる職員の方は、最低限、これらの通達・通知を

必要に応じて、通達等の内容を確認しながらその実施を行ってください。

ア 捜査公判情報通知制度に関するもの

- ① 「被害者等通知制度実施要領について」(平成11年2月9日付け法務省刑総第163号刑事局長通達。最終改正：平成19年11月22日付け法務省刑総第1574号刑事局長通達)(以下単に「①通達」ということがあります。)
- ② 「被害者等通知制度実施要領の運用について」(平成11年2月9日付け法務省刑総第164号刑事局総務課長通知。最終改正：平成19年11月22日付け法務省刑総第1575号刑事局総務課長通知)(以下単に「②通知」ということがあります。)

イ 処遇状況等通知制度に関するもの

- ①通達及び②通知のほか、
- ③ 「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」(平成19年11月22日付け法務省刑総第1576号刑事局長、矯正局長、保護局長通達。最終改正：平成20年5月29日付け法務省刑総第823号刑事局長、矯正局長、保護局長通達)(以下単に「③通達」ということがあります。)
- ④ 「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の運用について」(平成19年11月22日付け法務省刑総第1577号刑事局総務課長通知)(以下単に「④通知」ということがあります。)

ウ 釈放予定等通知制度に関するもの

- ⑤ 「被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いについて」(平成13年8月1日付け法務省刑総第940号刑事局長・矯正局長・保護局長通達。最終改正：平成20年5月29日付け法務省刑総第824号刑事局長、矯正局長、保護局長通達)

(以下単に「⑤通達」ということがあります。)

- ⑥ 「被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いの運用について」(平成13年8月1日付け法務省刑総第941号刑事局総務課長通知。最終改正：平成20年5月29日付け法務省刑総第825号刑事局総務課長通知)(以下単に「⑥通知」ということがあります。)

3 まとめ

以上の被害者等通知制度の趣旨、概要そして根拠をまとめると、次の表のようになります。

判決確定まで	捜査公判情報通知制度	刑事事件の捜査公判に係る事項を通知することで、被害者等の国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資すること	○事件の処理結果 ○公判期日 ○刑事裁判の結果 ○裁判の確定等	「被害者等通知制度実施要領について」(刑事局長通達、①通達) 「被害者等通知制度実施要領の運用について」(刑事局総務課長通知、②通知)
判決確定後	処遇状況等通知制度	加害者の処遇状況等に関する事項を通知することで、被害者等の国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資すること	○刑の執行終了予定時期 ○刑事施設における処遇状況に関する事項 ○仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項 ○保護観察中の処遇状況に関する事項等	①通達 ②通知 「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」(三局長通達、③通達) 「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知の運用について」(刑事局総務課長通知、④通知)
	釈放予定等通知制度	再被害防止及び被害者等の保護	○釈放予定時期 ○帰住先 ○収容中の特異動向等	「被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いについて」(三局長通達、⑤通達) 「被害者等の保護を図るための受刑者の釈放等に関する情報の取扱いの運用について」(刑事局総務課長通知、⑥通知)

以下、各通知制度について、その基本的事項を説明していきます。

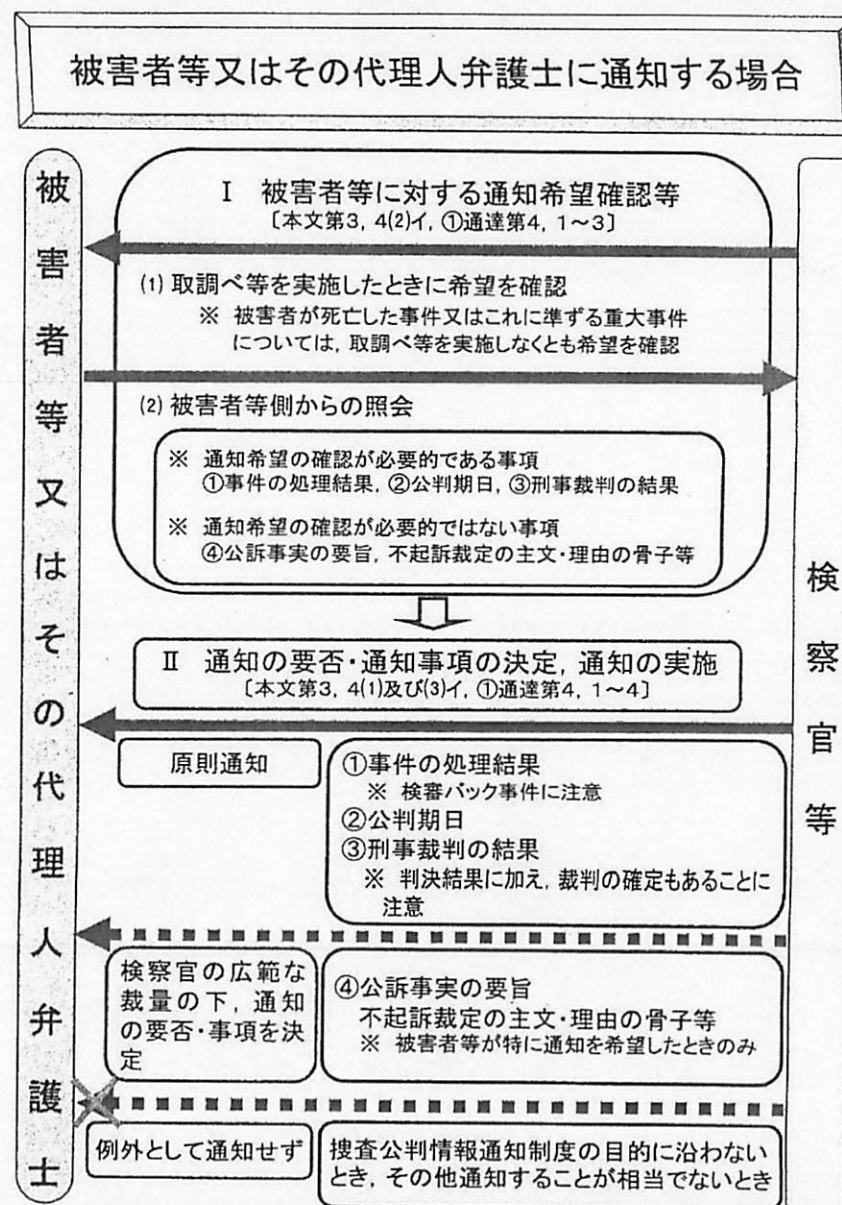
各通知制度については、これまで説明した、手続段階や制度趣旨を踏まえて、通知対象者や通知事項の範囲が定められていますので、これら制度

趣旨等を頭の片隅に置きながら、読んでいただければと思います。

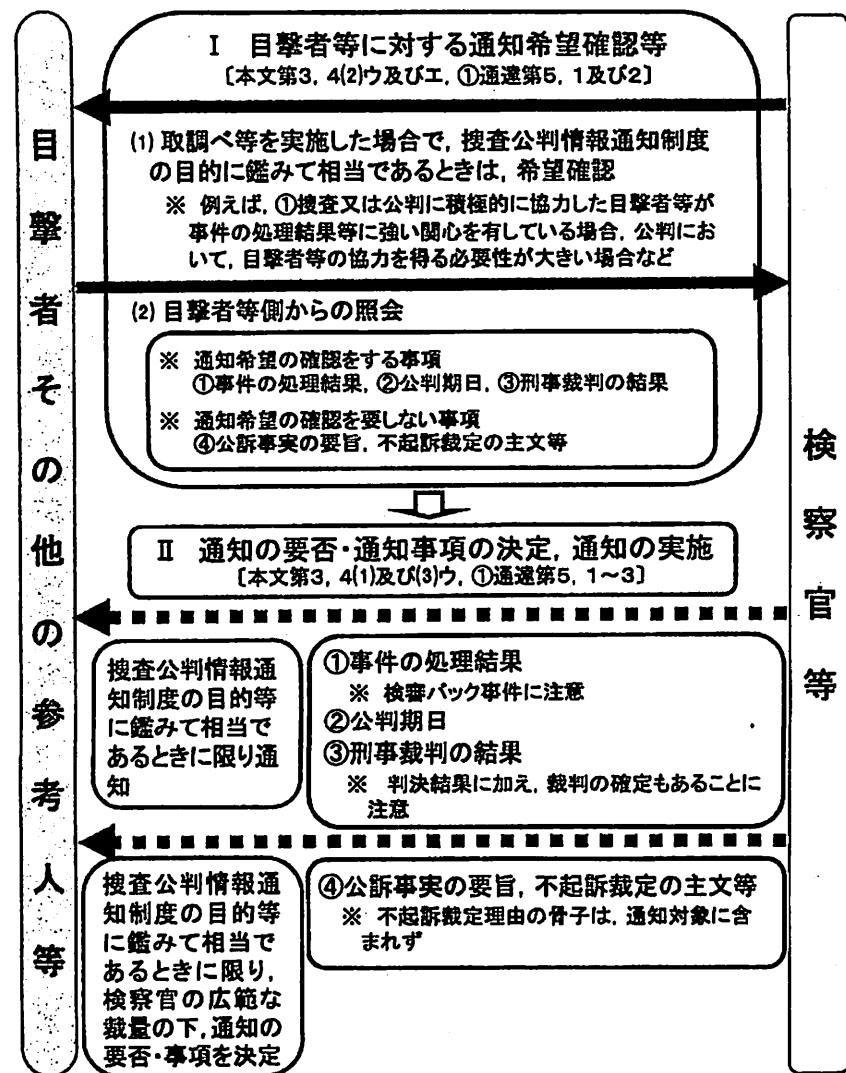
第3 捜査公判情報通知制度

1 はじめに

これから捜査公判情報通知制度の概要について説明していきますが、まずは、その概要を把握していただくために、次ページのイメージ図を御覧いただき、大まかな全体像をつかんでいただきたいと思います。



目撃者その他の参考人等に通知する場合



2 通知対象事件・通知対象者

- 通知対象事件は、受理した全ての事件である。
- 通知対象者は
 - ① 被害者等又は弁護士であるその代理人
 - ② 目撃者その他の参考人等である。

(1) 被害者等通知制度の通知対象事件は、受理した全ての事件です(②通知第1)。

(2) 捜査公判情報通知制度の通知対象は

① 被害者等又は弁護士であるその代理人(以下「その代理人弁護士」という。)

② 目撃者その他の参考人等

と規定されています(①通達第2)。

この「被害者等」は、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者を言います(①通達第2. (1)) ので、被害者が死亡した事件では、その親族である遺族もこれに入ります。また、「これに準ずる者」とは、被害者と内縁関係にある者や被害者の婚約者など被害者の親族に準ずる者をいい、検察官が、被害者との関係等を考慮して、その裁量により範囲を決することとされています(②通知第2. 1)。

(3) 一方、「目撃者その他の参考人等」とは、目撃者を始めとする参考人及び犯人の検挙に協力した者等を言います(②通知第2. 2)。

この参考人の範囲についても、検察官が、事案の概要、当該参考人の捜査への寄与度等を考慮して、その裁量により決することとなります。

このように、捜査公判情報通知制度では、通知対象者に、「目撃者その他の参考人等」が含まれていますが、その制度趣旨から、被害者等への通知と目撃者等への通知では、通知実施の可否や通知内容について、違いがありますので、まず、その点に留意してください。

3 通知事項

- 被害者等に対する通知
通知事項は
 - ① 事件の処理結果
 - ② 公判期日
 - ③ 刑事裁判の結果
 - ④ 公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文・理由の骨子等
 - ・ ①事件の処理結果については、検審バック事件に注意。
 - ・ 刑事裁判の結果には、判決結果に加え、裁判の確定もあることに注意。
- 目撃者等に対する通知
 - ・ 通知事項については、不起訴裁定の理由の骨子が含まれないなど、限定があることに留意。

(1) 被害者等に対する通知事項

ア 概要

被害者等に対する通知の通知事項は、①通達の第3に記載されているように

- ① 事件の処理結果
- ② 公判期日
- ③ 刑事裁判の結果
- ④ 公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文・理由の骨子、勾留及び保釈等の身柄の状況並びに公判経過等①から③までの事項に準ずる事項

です。

なお、①通達の第3には、このほかに、⑤として有罪裁判確定後の加害者に関する事項、⑥として⑤に準ずる事項も規定されていますが、これらは、裁判確定後の被害者等通知制度に属するものですし、また、運用の根拠となる通達も、被害者等については、処遇状況等通

知制度通達による(①通達第4、5、②通知第3、6)ことになっていますので、後で説明します。

イ ①事件の処理結果

(ア) ①事件の処理結果は

- 公判請求、略式命令請求、不起訴、中止、移送、家庭裁判所送致などの処分をした旨
- 起訴や送致の宛先(裁判所名)
- 処分の年月日

を通知することになります(①通達第3(1)、②通知第3、2)。

なお、家裁送致については、いわゆる逆送決定を受けて処理をした場合には、その際にも、その処理結果等を別途通知する必要があります(②通知第3、2(6))。

(イ) ところで、検察審査会への審査申立てがなされた不起訴事件について、検察審査会が、不起訴不当、起訴相当の議決をしたことにより、検察庁で再処分をする場合(いわゆる「検審バック」の事件)においては、「審査申立人に対し、必要に応じ、事前又は事後に、再捜査の結果、処分の内容及び理由について説明することとされた。」(平成21年4月28日付け最高検企第151号次長検事通達「検察審査会法の一部改正を行う『刑事訴訟法等の一部を改正する法律』の施行に伴って留意すべき事項について」2(4))とされています。

同通達では、説明については「必要に応じ」行うこととされていますが、被害者等通知制度の趣旨は、当然検審バック事件の処分にも及びますし、検察審査会への審査申立てをする被害者等は、事件の処分結果に強い関心を抱いていると思われます。そういったことから、検審バック事件の再処分の処分結果通知については、これを不相当とする特段の理由がない限り、通知を行うべきです。

この点、実務上、検審バック事件の処分結果通知を失念する例が散見されており、注意が必要です。

ウ ②公判期日

②公判期日については

○ 係属裁判所（審理を担当する裁判部又は裁判官）

○ 公判日時

を通知することになります（①通達第3(2)、②通知第3.3）。

この場合の「公判日時」は、基本的に、直近に予定されている公判の日時を通知することとなっており、その後の期日は、後日改めて照会があった場合に、公判期日ごとに通知することになります（②通知第3.3）。ただ、裁判員裁判のように連日開廷で、しかも審理日程が原則として動かない場合は、事前にまとめて通知することが、通知対象者にとっても利便であって相当と考えられます。

エ ③刑事裁判の結果

(ア) 刑事裁判の結果については

○ 主文（付加刑、未決勾留日数の算入、換刑処分及び訴訟費用の負担を除く。）

○ 裁判年月日

○ 裁判の確定

○ 上訴

を通知することになります。この裁判の結果には、当然、略式命令も含まれ、また、略式命令後正式裁判の申立てがあった場合には、その旨とその年月日も通知事項になります（①通達第3(3)、②通知第3.4）。

(イ) ところで、判決宣告日と裁判の確定又は上訴の間には、通常、ある程度の期間が空きます。ですから、基本的には、判決宣告後速やかに判決に関わる事項（主文、裁判年月日）の通知を行い、後日、裁判の確定又は上訴があった場合には、更にその旨を通知することになります。

・ もっとも、通知対象者が裁判結果及び判決確定について書面の通知を希望している場合でも、通知対象者が速報性を重視していて、書面による通知に必ずしもこだわっていない場合などは、裁判結果

について電話で通知し、当該裁判が確定した段階で、判決結果と裁判確定をまとめて書面で通知するという運用も実務上とられているものと思われます。

ただ、このような通知方法をとる場合は、「判決結果に関する通知は、このまま裁判が確定した場合には、後日裁判確定通知と共に書面でまとめて通知させていただく」旨の了解を得ておくことが後の紛糾を避けるために必要です。

さらに、自庁例規や各庁における運用において、裁判結果通知の際に、「判決確定については別途問い合わせがあれば回答する」旨付記するなどして確定通知を省略している運用もあるものと思われます。ただし、そういった運用によっている場合においても、事前に通知対象者が確定通知を明示的に希望している場合においては、別途の問い合わせなどがなくとも確定通知を行うなど、事案に応じた対応を心掛けてください。

(ウ) 先ほども説明しましたが、裁判の確定通知は、①判決確定までの通知制度と、②判決確定後の通知制度の「橋渡し」をする極めて重要な通知です。しかし、裁判結果の通知をした後多少期間が経ってから訪れる裁判確定について意識が薄れた結果、裁判確定通知を失念してしまうという過誤が発生しています。

ですから、「③刑事裁判の結果」については

○ 判決結果

○ 裁判確定（又は上訴）

という2段階の大きな通知事項があることに改めて注意していただきたいと思います。

オ ④公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文・理由の骨子、勾留及び保釈等の身柄の状況並びに公判経過等①から③までの事項に準ずる事項

④公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文・理由の骨子、勾留及び保釈等の身柄の状況並びに公判経過等①から③までの事項に準ずる事項については

- 起訴事案については、公訴事実の要旨
- 不起訴事案については、不起訴裁定の主文・理由の骨子
- 勾留及び保釈等の身柄の状況
- 公判経過

などを始めとする、前記①～③の事項に準じる事項を言います。例示で掲げた事項以外には、被疑者又は被告人の住居、その弁護人の氏名等が想定されています(②通知第3.5)。

④の公訴事実の要旨等は、前記①～③の事項に比べて、各通知事項について、被疑者・被告人のプライバシーや捜査の秘密に関わる度合いが高いと言えます。特に、不起訴事案では、公判不提出記録等の訴訟に関する書類の原則非公開を定めた刑事訴訟法第47条も考慮する必要があります。こういったことから、④公訴事実の要旨等の各項目について、どの程度まで説明するかについては、事案の概要、被害者等の立場、被害者に情報提供することによる被疑者等のプライバシー侵害等の弊害の有無・程度などを考慮して、検察官が慎重に判断する必要があります。

例えば、被疑者、被告人が少年の場合には、当該少年の改善更生・健全な育成の観点から、氏名等を通知することには、特に慎重な配慮をしていくべきです(②通知第5.4)。

(2) 目撃者等に対する通知事項

ア 目撃者等に対する通知事項は、前記通知事項①～③については、被害者等に対する通知事項と同様です(①通達第5.1)。

イ 前記通知事項④については、通知対象者の目撃者等という立場や、被疑者等のプライバシー、捜査の秘密及び刑事訴訟法第47条との関係などに鑑み

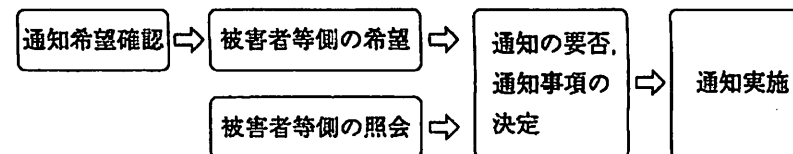
- 不起訴裁定の理由の骨子

については、原則として目撃者等に対する通知対象に入っていないことに留意する必要があります(②通知第6.4)。

4 通知手続

(1) 通知手続の概要

捜査公判情報通知制度の概略は、被害者への通知を例にすると



(2) 通知希望確認

ア 概要

被害者等通知制度は、飽くまで、被害者等の希望に基づいて、捜査公判情報や処遇状況等の情報を通知する制度です。

そのため、通知制度のスタートは

- 被害者等又は目撃者等の希望

になります。もっとも、検察官又は検察事務官(以下「検察官等」といいます。)が、積極的に被害者等の通知希望の有無を確認するか、それとも、被害者等側(代理人弁護士を含む。以下同じ。)からの積極的な照会や希望表明を待って対応するかは、通知対象者が被害者等か目撃者等か、被害者等に対して取調べを実施したか、事案の概要、通知希望事項などにより、ケースバイケースで異なります。

以下、その基本的な「端緒」となる、被害者等に対する希望確認の内容について説明していきます。

イ 被害者等に対する通知希望確認等

- 被害者等に対する通知の端緒

- ① 取調べ等を実施したときに希望を確認。
- ② 被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大事件については、取調べ等を実施しないときでも、希望を確認。
- ③ 被害者等側からの照会。

(ア) ①取調べ等を実施したとき

被害者等に対しては、前記通知事項①～③について

- 検察官等が被害者等の取調べ等を実施したときは、被害者等に通知の希望の有無を確認する

こととされています（①通達第4.1）。

「取調べ等」とは、取調べのほか、電話での聴取、事件の処理に関する説明などが考えられますが、被害者等の立場や通知制度の重要性に鑑みると、基本的に、検察官等が被害者等とコンタクトをとった場合は、通知希望の確認をするという心構えでいた方がよいと言えます。

(イ) ②被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大事件

検察官等が被害者等の取調べ等を実施していない場合でも

○ 被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大事件においては、検察官等は、前記通知事項①～③について、被害者等に通知の希望の有無を確認しなくてはなりません。ただし、通知対象者の住居が判明しなかった場合や電話等で連絡ができなかった場合等の通知希望の確認が困難なときは、その限りではありません（①通達第4.2、②通知第5.1）。

(ウ) ③被害者等側からの照会

被害者等又はその代理人弁護士から、前記通知事項①～③に関する照会があったときは、被害者等が、その通知事項の内容について通知の希望を表しているわけですから、被害者等が通知希望をしたときと同じ取扱いになります（①通達第4.3）。

(ニ) 例外的に通知希望の確認及び通知を行わないこととする場合

ただし、被害者等の取調べを実施した場合や、被害者等側から通知事項に関する照会があった場合であっても

- 捜査公判情報通知制度の目的（①通達第1）に沿わないとき

又は

- その他通知することが相当でないとき

については、通知希望の確認を行わないこととされています（①通達第4.6）。この「捜査公判情報通知制度の目的に沿わないとき」又は「その他通知することが相当でないとき」とは

- 関係者の名誉その他の利益を不当に害するおそれがある場合
- 関連事件の捜査又は公判の運営に支障を生ずるおそれがある場合
- 将来における刑事事件の捜査又は公判の運営に悪影響を及ぼすおそれがある場合
- 犯人の改善及び更生を不当に妨げるおそれがある場合
- 新たな紛争又は事件を誘発するおそれがある場合

などと言います。そして、この通知の相当性の判断や通知する事項の決定は、検察官が行うこととされています（②通知第5.4）。

ただし、被害者等通知制度の重要性や被害者の権利利益の尊重の観点から、飽くまで、被害者等に対して取調べ等を行った場合は、通知希望の確認を行うのが原則であることを念頭に置いてください。

ウ 目撃者等に対する通知希望確認等

○ 目撃者等に対する通知の端緒

- ① 取調べ等を実施した場合で、捜査公判情報通知制度の目的に鑑みて相当であるときは、希望を確認。
- ② 目撃者等側からの照会。

(ア) 先に説明したように、被害者等に対する通知希望の確認は

原則：通知希望確認をする

例外：通知希望確認を要しない

という関係にあります。目撃者等に対する通知希望の確認は、これと異なり

原則：通知希望確認を要しない

例外：通知希望確認をする

という関係にあります。

すなわち、目撃者等に対する通知希望の確認を実施するのは

- 検察官等が目撃者等の取調べ等を実施した場合

で、さらに

- 捜査公判情報通知制度の目的（①通達第1）に鑑みて相当であるとき

に限定されることになります（①通達第5.1.、②通知第6.1.）。

この「捜査公判情報通知制度の目的に鑑みて相当であるとき」とは

- 捜査又は公判に積極的に協力した目撃者等が事件の処理結果等に強い関心を有している場合
- 公判において目撃者等の協力を得る必要性が大きい場合
- 被疑者・被告人からの報復を恐れている目撃者等が通知を希望する場合

等で、かつ

- ②通知第5.4に記載された弊害がないとき

を言い、この相当性や通知する事項の決定の判断についても、検察官の裁量で判断することになります（②通知第6.1.）。

(イ) また、被害者等の場合と異なり、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大事件であることを理由として、取調べ等を実施していない目撃者等への通知希望の確認を実施することは、必要とされていません。

(ウ) さらに、被害者等の場合と同様に、目撃者等の取調べ等を実施した場合でなくとも、目撃者等から照会があった場合は、目撃者等が通知希望をしたときと同じ扱いをすることになります（①通達第5.2.）。

エ 通知希望確認の内容

＜通知希望確認の内容＞

- 通知事項①（事件の処理結果）、②（公判期日）、③（刑事裁判の結果）が基本的な通知希望確認事項。
- 通知事項④（公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文・理由の骨子等）については、原則として、通知希望の確認は不要。

(7) 概要

被害者等又は目撃者等に、検察官等が通知希望を確認する場合に、「どの通知事項について、通知の希望を確認するか」について説明していきます。

被害者等に通知希望を確認する場合でも、目撃者等に通知希望を確認する場合でも、捜査公判情報通知制度においては、通知希望を確認する通知事項は共通です（繰り返しになりますが、目撃者等に通知希望を確認するのは、被害者等の場合と異なり、取調べ等を実施した上で、捜査公判情報通知制度の目的に鑑みて相当であるときに限定されることに留意してください。）。

(イ) 基本的な通知希望確認事項（通知事項①～③）

通知事項①（事件の処理結果）、②（公判期日）、③（刑事裁判の結果）については、通知希望の有無を確認することになります。

ここで留意しなくてはならないことは、このような確認をするに当たっては

- 被害者等に事件の処理の見通しについて誤解を与えることのないよう留意を要する

ということです（②通知第5.1.）。

例えば、通知希望の有無を確認する際に、

「いつ、どの法廷で裁判が開かれるか、また、有罪か無罪か、有罪の場合、懲役何年という判決になったかについても通知することが可能ですが、通知を希望されますか」

などと説明すると、これを聞いた被害者等が、

「ああ、犯人は、起訴されて裁判になるんだな」
などと誤解してしまう可能性があります。それにもかかわらず、終局処分が、略式命令請求であったり、不起訴処分であったりすると、被害者等が「話が違う」などとして、無用な紛糾が生じるおそれがあります。

ですから、既に起訴済みであったり、公判請求の決裁を終了している場合などを除いては、

「勾留満期の○日までに、起訴するかどうか、起訴の場合、公判請求にするか略式命令請求にするかどうかを決めて、処分をする予定です。申し訳ありませんが、捜査の途中なので、処分の見込みについてはお伝えすることができませんが、最終的な処分結果については、お伝えすることができます。…」
また、捜査の結果、公判請求の処分をした場合には、公判手続に進みますが、その場合、いつ裁判が開かれるかや、判決の結果がどうなったかをお伝えすることができます。」

などと、捜査の流動性を踏まえ、誤解を与えることのないよう留意しながら説明することが必要です。

(ウ) その他通知希望確認事項（通知事項④）

前記通知事項④（公訴事実の要旨等）については、原則として、検察官等から被害者等又は目撃者等に対して通知希望の有無を確認する必要はありません（①通達第4.4. 第5.3. ②通知第5.1. 第6.2.）。

これらについては、被害者等又は目撃者等が「特に通知を希望した場合には通知することができる」とするものですから、被害者等又は目撃者等が積極的に通知の希望をしてきた場合に限って、通知の有無等の判断をすることになります。

ただし、通常、被害者等通知制度の説明をするに当たっては、被害者等から「希望するとどんなことを教えてもらえるんですか。」と尋ねられることが多いと思われます。そのような場合は、最終的には、当該状況に即した各検察官の判断になりますが、説明責任の

観点からすれば、前記通知事項④についても、希望があれば通知できる場合がある旨はお伝えするのが相当と考えられます。

ここまでの説明をまとめると、以下のようになります。

	通知事項	通知の端緒(希望確認)	通知希望確認の内容
被害者等	①事件の処理結果 ②公判期日 ③刑事裁判の結果 ④公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子、身柄の状況等	①取調べ等を実施したときに希望確認 ②被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大事件については、取調べ等を実施しなくとも、希望確認 ③被害者側からの照会	原則通知事項①～③（通知事項④は、被害者等が特に通知を希望した場合に通知するもので、通知希望の確認の必要なし）
目撃者等	①事件の処理結果 ②公判期日 ③刑事裁判の結果 ④公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、身柄の状況等（※不起訴裁定の理由の骨子は含まれない）	①取調べ等を実施した場合で、捜査公判情報通知制度の目的に鑑みて相当であるときに希望確認 ②目撃者側からの照会	同 上

(3) 通知の判断

ア 概要

検察官は、被害者等又は目撃者等からの通知希望・照会を受けたら、希望があった事項について、通知をするかどうかを判断することになります。

イ 被害者等に対する通知の判断

- 通知事項①～③については、被害者等が通知を希望した場合又は被害者等からの照会があった場合には、原則通知。
- 通知事項④については、被害者等が特に通知を希望するときに、検察官の広範な裁量の下、通知の有無やその事項を決定。
- 捜査公判情報通知制度の目的に沿わないとき、その他通知することが相当でないときは、例外として通知を行わない。

前記第3、4(2)で説明したとおり、被害者の権利・利益の保護の観点や通知制度の重要性から、被害者等については、通知の確認を行うのが原則であるというスタンスで検討していくことになります。

まず、前記通知事項①～③ですが

- 被害者等に通知希望を確認し、被害者等が通知を希望した場合

又は

- 被害者等からの照会があった場合

には、原則として、通知を相当とする判断をすることになります(①通達第4.1～3)。

次に、前記通知事項④の公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文・理由の骨子等については、通知を行うか否かの判断や通知する事項の決定が検察官の広範な裁量に委ねられていることから、検察官がその裁量の下、決定することになります(①通達第4.4、②通知第5.3)。

繰り返しになりますが、被害者等については、通知を行うのが原則であるというスタンスで検討していくことになりますが、通知希望の

有無を確認する場合と同様に、

- 捜査公判情報通知制度の目的に沿わないとき

又は

- その他通知することが相当でないとき

は、例外として通知を行わないという判断をすることになります(①通達第4.6)。

「あれっ、通知希望の有無を確認するかどうかと要件が似ているな」と思われた方も多いと思います。実際、被害者等に対しては、特に前記通知事項①～③については、「検察官等が、取調べ等を実施したとき等に、被害者等に通知希望の確認をするものであり、希望があれば通知をする」というスタンスですから、通知希望の確認をする以上、通知希望を受けた場合は、原則として通知をする決定をするということになります(もっとも、通知希望の確認をして、いざ通知をするまでの間に、通知を不相当とする事由が発生したことが判明したりすることもありますので、通知の際に改めてその要否を判断することとなります。)

ウ 目撃者等に対する通知の判断

- 通知事項①～③については、目撃者等からの通知希望があった場合で、捜査公判情報通知制度の目的等に鑑み相当であるときに限り、通知。
- 通知事項④については、目撃者等が特に通知を希望するときに、捜査公判情報通知制度の目的等に鑑み相当であるときに限り、検察官の広範な裁量の下、通知の有無やその事項を決定。

前記第3、4(2)で説明したとおり、目撃者等に対しては、前記通知事項①～③について、被害者等の場合と異なり、目撃者等からの通知希望があった場合で、捜査公判情報通知制度の目的等に鑑みて相当であるときに限って通知するものとされています(①通達第5.1～2、②通知第6.1)。

また、前記通知事項④については、目撃者等が特に通知を希望する場合で、捜査公判情報通知制度の目的等に鑑みて相当であるときに限った上、被害者等に対するとときと同様に、検察官の広範な裁量の下で、通知の有無や通知の事項を決定することができます。

なお、前記第3、3(2)で説明したとおり、目撃者等に対しては、不起訴裁定の理由の骨子の通知は行わないこととされています(①通達第5、3、②通知第6、4)。

(4) 通知方法

- 通知は、口頭又は文書その他適宜の方法により行う。
- 通知が困難なときは、通知を要しない。

ア 通知の方法は

- 口頭
- 文書
- その他適宜の方法

により行うこととされています(①通達第6)。

この「口頭」には、電話を含み、文書には、郵便のみならずファックスなども入ります。「その他適宜の方法」としては、電子メールなどが考えられます(②通知第7)。

実務では、電話、文書(郵便)又はその両方のうちから、被害者等の希望に応じ、通知方法を決めるのが通常と思われます。

ファックスや電子メールによる方法は、迅速な通知が実現できますし、簡易な方法と言えます。ただ、通知制度の通知内容は被告人等のプライバシーに関わるものですから、万が一にでも誤送信があった場合は、重大なプライバシーの侵害をもたらす結果となりかねませんので、ファックスなどによる通知の際は、慎重な確認・点検が必要です。

イ なお、検察官等が、被害者等に通知事項の通知を決定したときでも、通知対象者の住居が判明しなかった場合、電話等による連絡ができなかった場合など、通知対象者に対して通知をすることが困難なとき

は、通知することを要しないこととされています(①通達第7、②通知第8)。

(5) その他留意事項

- 不起訴裁定の理由の骨子の通知の際には、慎重な配慮を。
- 告訴告発に係る事件の通知・告知をするときは、それにより、事件処理の結果等の通知とすることができる。

ア 不起訴裁定の理由の骨子の通知

被害者等に対しては、検察官の広範な裁量の下、不起訴事件における不起訴の理由の骨子をも通知することができます。

しかし、不起訴処分となった事件は、事件の関係者の名誉・プライバシーの保護、捜査等への不当な影響などの観点から、その事件記録が原則非公開とされ、例外的に公益上の理由がある場合に限って公開が許されるべきものとされています(刑事訴訟法第47条)。

そして、不起訴裁定の理由についても、公開の法廷に提出されていない情報ですから、その理由の骨子を通知するに当たっては、同条の趣旨を十分に踏まえて、証拠の具体的な引用を避けるなどした上で、関係者の名誉を不当に害したり、関連事件の捜査又は公判の運営に支障を生じること等のないよう慎重な配慮をする必要があります(②通知第5、3(1))。

イ 告訴・告発・請求に係る事件の通知・告知との関係

検察官は、告訴、告発又は請求(以下「告訴等」といいます。)のあった事件について起訴処分又は不起訴処分をしたときは、告訴人、告発人又は請求人(以下「告訴人等」といいます。)に、その旨を通知しなくてはなりません(刑事訴訟法第260条)。また、告訴等の事件について不起訴処分にした場合、告訴人等の請求があるときは、速やかに、不起訴処分の理由(不起訴裁定の主文で足りると解されています。)を告げなくてはなりません(刑事訴訟法第261条)。

この告訴等のあった事件における、処分通知や不起訴処分の理由の告知は、捜査公判情報通知制度の通知内容に重複する部分がありま

す。そのため、告訴等のあった事件で、処分通知や不起訴処分の理由の告知をした場合には、その範囲で、捜査公判情報通知制度で定められた通知をしたものとするができます（②通知第8）。

例えば、被害者が告訴人の場合に、起訴・不起訴の通知をしたときは、捜査公判情報通知制度での事件の処分結果通知をしたことになりますし、不起訴処分の理由の告知をした場合には、捜査公判情報通知制度での不起訴処分の主文を通知したことになります。

5 おわりに

- (1) 以上で捜査公判情報通知制度の説明を終わりますが、最後にいくつかの留意点を述べます。

まず、対象者が被害者等である場合には、被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大事件についても、取調べ等を実施しない場合であっても必ず希望を確認しなければなりません。皆さんの中にも、自動車運転過失致死事件を取り扱われる方が比較的多いと思われるかもしれませんが、同事件においては、被害者の遺族の取調べを実施しない場合であっても、必ず、通知希望の確認を行わなければならないので、留意してください。

また、いわゆる検審査事件の再処分がなされた場合にも、事件の処分結果通知は、これを不当とする特段の理由がない限り、通知を行うべきです。実務上、この通知を失念する例が散見されますので、留意してください。

さらに、捜査公判情報通知制度の通知項目の1つである裁判確定の通知は、判決確定までの通知制度と判決確定後の通知制度の橋渡しをするものであり、これを怠ると、処遇状況等通知制度及び釈放状況等通知制度の端緒を失わせることになりかねませんので、この点についても御留意ください。

- (2) 次回は、処遇状況等通知制度についての説明を行います。

※次ページから

①通達と②通知を掲載

被害者等通知制度実施要領について

平成11年2月9日
法務省刑総第163号
検事総長、検事長、検事正あて
刑事局長 依命通達

改正 平成13年 1月22日法務省刑総第 71号
平成18年 5月23日法務省刑総第 720号
平成19年11月22日法務省刑総第1574号

この度、別紙のとおり被害者等通知制度実施要領を定め、本年4月1日から実施することとしたので、その適正な運用に遺憾のないよう願います。

別紙

被害者等通知制度実施要領

第1 目的

この要領は、被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知することにより、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、刑事司法の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

第2 通知の対象者

通知の対象者は、次の者とする。

- (1) 被害者、その親族若しくはこれに準ずる者（以下「被害者等」という。）又は弁護士であるその代理人
- (2) 目撃者その他の参考人等（以下「目撃者等」という。）

第3 通知の内容

通知の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事件の処理結果については、公判請求、略式命令請求、不起訴、中止、移送（同一地方検察庁管内の検察庁間において、専ら公判請求又は略式命令請求のために行う移送を除く。）、家庭裁判所送致の別及び処理年月日
- (2) 公判期日については、係属裁判所及び公判日時
- (3) 刑事裁判の結果については、主文（付加刑、未決勾留日数の算入、換刑処分及び訴訟費用の負担を除く。）、裁判年月日、裁判の確定及び上訴
- (4) 公訴事実の要旨、不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子、勾留及び保釈等の身柄の状況並びに公判経過等(1)から(3)までの事項に準ずる事項
- (5) 有罪裁判確定後の加害者に関する事項
 - ア 懲役又は禁錮の刑の執行終了予定時期、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項、並びに仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項
 - イ 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しの取消しに関する事項
 - ウ 拘留の刑の仮出場又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項
- (6) (5)に準ずる事項

第4 被害者等又は弁護士であるその代理人に対する通知の実施

- 1 検察官又は検察事務官（以下「検察官等」という。）が被害者等の取調べ等を実施したときは、被害者等に通知の希望の有無を確認し、希望する者に対し、第3、(1)から(3)までの事項を通知する。
 - 2 被害者が死亡した事件又はこれに準ずる重大事件にあつては、検察官等が被害者等の取調べ等を実施しないときでも、被害者等に通知の希望の有無を確認し、希望する者に対し、第3、(1)から(3)までの事項を通知する。ただし、通知の希望の有無の確認が困難なときは、確認することを要しない。
 - 3 被害者等又は弁護士であるその代理人から照会があつたときは、これらの者に対し、第3、(1)から(3)までの事項を通知する。
 - 4 被害者等又は弁護士であるその代理人が特に第3、(4)又は(6)の事項について通知を希望するときは、これらの者に対し、その事項を通知することができる。
 - 5 第3、(5)の事項の通知については、平成19年11月22日付け法務省刑総第1576号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」（以下「平成19年第1576号通達」という。）による。
 - 6 第1に定める目的に沿わないときその他通知することが相当でないときは通知希望の有無の確認及び通知は行わない。
- 第5 目撃者等に対する通知の実施
- 1 検察官等が目撃者等の取調べ等を実施した場合において、第1に定める目的等にかんがみ相当であるときは、目撃者等に通知の希望の有無を確認し、希望する者に対し、第3、(1)から(3)までの事項を通知する。
 - 2 目撃者等から照会があつた場合において、第1に定める目的等にかんがみ相当であるときは、これらの者に対し第3、(1)から(3)までの事項を通知する。
 - 3 目撃者等が特に第3、(4)又は第3、(5)、ア（ただし、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項を除く。以下同じ。）の事項について通知を希望する場合において、第1に定める目的等にかんがみ相当であるときは、これらの者に対し、その事項を通知することができる。ただし、不起訴裁定の理由の骨子については、この限りではない。
- 第3、(5)、アの通知については、平成19年第1576号通達による。
- 第6 通知の方法
- 通知は、口頭又は文書その他適宜の方法により行う。
- 第7 通知を要しない場合
- 通知することが困難なときは、通知することを要しない。
- 第8 引継
- 1 事件を移送したときは、本制度の実施に関する事項を移送先の検察庁に引き継ぐ。
 - 2 事件が上訴されたときは、本制度の実施に関する事項を上訴審に対応する検察庁に引き継ぐ。
- 第9 事務細則
- 検察庁の長（区検察庁にあつては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方検察庁の検事正）は、この要領の実施に必要な事項に関し、事務細則を定める。

- 附 則（平成11年2月9日法務省刑総第163号）
この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則（平成13年1月22日法務省刑総第71号）
この要領は、平成13年3月1日から施行する。
- 附 則（平成18年5月23日法務省刑総第720号）
この要領は、平成18年5月24日から施行する。
- 附 則（平成19年11月22日法務省刑総第1574号）
この要領は、平成19年12月1日から施行する。

被害者等通知制度実施要領の運用について

平成11年 2月 9日法務省刑総第 164号通知

改正 平成19年11月22日法務省刑総第1575号通知

被害者等通知制度の実施については、本日、法務省刑総第163号をもって刑事局長から被害者等通知制度実施要領（以下「要領」という。）として依命通達されたところですが、同制度の実施要領に関する留意事項については下記のとおりですので、通知します。

記

第1 通知対象事件

通知の対象となる事件は、受理したすべての事件である。

第2 通知の対象者（要領第2）

1 被害者等

「これに準ずる者」とは、被害者の親族に準ずる者をいい、被害者と内縁関係にある者及び被害者の婚約者等がこれに当たるが、その範囲は、被害者との関係等を考慮して、検察官において決める。

2 目撃者等

「目撃者その他の参考人等」とは、目撃者を始めとする参考人及び犯人の検挙に協力した者等をいう。

第3 通知の内容（要領第3）

1 事件の特定

事件は、原則として、罪名及び被疑者又は被告人の氏名により特定する。

2 事件の処理結果

(1) 「公判請求」については、公判請求した旨、その裁判所名及び年月日を通ずる。

(2) 「略式命令請求」については、略式命令請求した旨、その裁判所名及び年月日を通ずる。

なお、刑事裁判の結果である略式命令の通知をも希望する者に対しては略式命令請求の通知をする時点で既に略式命令が発せられている場合には併せてその主文等を通知する。

(3) 「不起訴」については、不起訴処分にした旨及びその年月日を通ずる。

(4) 「中止」については、中止処分にした旨及びその年月日を通ずる。

なお、中止処分に付した事件を再起して処理した場合は、その処理結果等を別途通知する。

(5) 「移送」については、他庁に移送した旨、その庁名及び年月日を通ずる。

(6) 「家庭裁判所送致」については、家庭裁判所に送致した旨、その裁判所名及び年月日を通ずる。

なお、少年法第19条又は第20条による逆送決定を受けて処理した場合は、その処理結果等を別途通知する。

3 公判期日

「係属裁判所」とは、審理を担当する裁判部又は裁判官をいう。

「公判日時」は、直近に予定されている期日を通ずるものとし、その後の期日は、後日改めて照会があった場合に通知する。

なお、公判期日の通知に当たっては、この点を通ずる相手方に知らせておくことが望ましい。

4 刑事裁判の結果

「刑事裁判の結果」には、略式命令を含む。

略式命令がなされた後に被告人が正式裁判の申立てをした場合には、その旨及びその年月日を通ずる。

なお、家庭裁判所の処分について照会を受けたときは、家庭裁判所に直接問い合わせるよう助言するなど適切に対応する。

5 要領第3、(1)から(3)までの事項に準ずる事項

「(1)から(3)までの事項に準ずる事項」とは、要領に掲げるもののほか、被疑者又は被告人の住居、その弁護人の氏名等をいう。

6 有罪裁判確定後の加害者に関する事項

平成19年11月22日付け法務省刑総第1576号刑事局長、矯正局長、保護局長通達「被害者等に対する加害者の処遇状況等に関する通知について」（以下「平成19年第1576号通達」という。）により通知することとされており、確定裁判の内容に応じて、その裁判の確定を通知する際等に通知希望の有無を確認することとされている。

要領第3、(5)、ア及びウ記載の「準ずる事項」とは、平成19年第1576号通達別表第1の「通知事項」欄の「甲」欄の3、(4)及び「乙」欄の2、(3)並びに別表第3の「通知事項」欄の(3)に掲げる事項をいう。

7 要領第3, (5)に準ずる事項

「要領第3, (5)に準ずる事項」とは、平成19年第1576号通達に定められた通知事項以外の有罪裁判確定後の加害者に関する事項であり、具体的には、罰金及び料料（以下「罰金等」という。）の納付の有無、労役場留置の執行をした場合における執行終了の日等をいう。

第4 通知を行う者

通知を行う者は、検察庁の長が要領第9の事務細則において定める。

第5 被害者等又は弁護士であるその代理人に対する通知の実施（要領第4）

1 通知希望の確認による通知（要領第4, 1及び2）

同一の被害者について、要領第2, (1)に掲げる者複数名が通知を希望するときは、原則として、そのうちの1名に通知をすれば足りる。

通知希望の有無を確認したが、被害者等がその意思の表明を留保した場合には、被害者等に対し、通知を行う者の電話番号等連絡先を伝え、後日、被害者等から要領第4, 3の照会があった場合に通知すれば足りる。

被害者等に通知希望の有無を確認するときは、事件の処理結果の通知を希望するにとどまるのか、公判期日や裁判の結果の通知をも希望するのかを確認するものとするが、要領第3, (4)及び(6)に規定する事項については、原則として、通知希望の有無を確認する必要はない。

なお、通知希望の有無の確認に当たっては、事件の処理の見通しについて誤解を与えることのないよう留意を要する。

「通知の希望の有無の確認が困難なとき」とは、通知対象者の住居が判明しなかった場合、電話等で連絡ができなかった場合等をいう。

2 照会による通知（要領第4, 3）

照会による通知は、当初通知を希望しなかったがその後照会をした者に対しても行う。

3 要領第3, (4)又は(6)の事項の通知（要領第4, 4）

要領第3, (4)又は(6)の事項については、被害者等が特に通知を希望した場合には通知することができるものであり、通知を行うか否かの判断や通知する事項の決定は、検察官の広範な裁量にゆだねられている。通知に当たっては、以下の点に留意されたい。

(1) 不起訴裁定の理由の骨子を通知するに当たっては、刑事訴訟法第47条の趣旨を踏まえ、証拠の具体的な引用を避けるなど、関係者の名誉その他の利益を不当

に害したり、関連事件の捜査又は公判の運営に支障を生じること等のないよう慎重な配慮を要する。

(2) 罰金等の納付の有無については、照会があった場合に、特段の申出書等を要せず、完納の有無及び完納の日を回答する。

(3) 労役場留置の執行については、罰金等の刑の執行の一形態であることにかんがみ、前記(2)と同様の扱いとし、労役場留置を執行中の場合はその旨を、執行が終了した場合はその旨及びその年月日を回答する。

4 通知希望の確認及び通知を行わない場合（要領第4, 6）

「第1に定める目的に沿わないときその他通知することが相当でないとき」とは、

①関係者の名誉その他の利益を不当に害するおそれがある場合、②関連事件の捜査又は公判の運営に支障を生ずるおそれがある場合、③将来における刑事事件の捜査又は公判の運営に悪影響を及ぼすおそれがある場合、④犯人の改善及び更生を不当に妨げるおそれがある場合、⑤新たな紛争又は事件を誘発するおそれがある場合等をいい、相当でないことの判断や通知する事項の決定は検察官が行う。

なお、被疑者が少年である場合においては、少年の健全な育成を期する観点から、その氏名等の通知について特に慎重な配慮を要する。

第6 目撃者等に対する通知の実施（要領第5）

1 通知希望の確認及び通知を行う場合

目撃者等に対する通知は、被害者等に対するものと異なり、要領第1に定める目的等にかんがみ相当であるときに限って行う。

「第1に定める目的等にかんがみ相当であるとき」とは、捜査又は公判に積極的に協力した目撃者等が事件の処理結果等に強い関心を有している場合、公判において目撃者等の協力を得る必要性が大きい場合、被疑者・被告人からの報復を恐れている目撃者等が通知を希望する場合等で、かつ、第5, 4記載の弊害がないときをいい、相当であることの判断や通知する事項の決定は検察官が行う。

2 通知希望の確認による通知（要領第5, 1）

目撃者等に通知希望の有無を確認するときは、事件の処理結果の通知を希望するにとどまるのか、公判期日や刑事裁判の結果の通知をも希望するのかを確認するものとするが、要領第3, (4)及び第3, (5), ア（ただし、受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項を除く。以下同じ。）に規定する事項については、原則として、通知希望の有無を確認する必要はない。

3 照会による通知（要領第5, 2）

照会による通知は、当初通知を希望しなかったがその後照会をした者に対しても行う。

4 要領第3、(4)及び第3、(5)、アの事項の通知（要領第5、3）

要領第3、(4)及び第3、(5)、アの事項については、目撃者等が特に通知を希望した場合には通知することができるとするものであり、通知を行うか否かの判断や通知する事項の決定は、検察官の広範な裁量に委ねられている。

なお、目撃者等に対しては、不起訴裁定の理由の骨子の通知を行わない。

第7 通知の方法（要領第6）

1 「口頭」には電話を含み、「文書」にはファクシミリを含む。このほか電子メール等の適宜な方法によっても通知をなし得る。

なお、相手方の特定に注意を要する。

2 文書により通知をする場合における様式の参考例は、次のとおりである。

(1) 公判請求	様式例第1号
(2) 略式命令請求	様式例第2号
(3) 不起訴	様式例第3号
(4) 中止	様式例第4号
(5) 移送	様式例第5号
(6) 家庭裁判所送致	様式例第6号
(7) 公判期日	様式例第7号
(8) 刑事裁判の結果	様式例第8号

第8 通知を要しない場合（要領第7）

「通知することが困難なとき」とは、通知対象者の住居が判明しなかった場合、電話等で連絡ができなかった場合等をいう。

なお、本制度による通知と、告訴人に対する刑事訴訟法第260条による処分結果の通知及び同法第261条による不起訴理由の告知とは、通知等の内容に重複する部分があるため、その範囲内で、同法第260条又は第261条による通知又は告知をもって、本制度の通知に代えることができる。

第9 引継ぎ（要領第8）

「本制度の実施に関する事項」とは、被害者等及び目撃者等の通知の希望の有無、通知を希望する事項並びに通知することの相当性に関する検察官の判断等をいう。

第10 事務細則（要領第9）

検察庁の長（区検察庁にあっては、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する

地方検察庁の検事正）は、通知を行う者のほか、担当検察官の交代・異動及び上訴等の場合における引継ぎ並びに通知結果の報告等この要領の実施に必要な事項に関し、事務細則を定める。

第11 本制度施行前に処理した事件

本制度施行前に処理した事件について、被害者等、弁護士であるその代理人及び目撃者等から照会があった場合並びに検察官が被害者等及び目撃者等に対し通知希望の有無を確認する必要があると認めた場合には、本要領を適用する。

様式例第1号

通 知 書

平成 年 月 日

殿

検察庁
検察官
担当者
電 話
内 線

に対する 事件（事件番号 ）は、平成 年
月 日、 裁判所に公判請求したので通知します。

（用紙 日本工業規格A4）

様式例第2号

通 知 書

平成 年 月 日

殿

検察庁
検察官
担当者
電 話
内 線

に対する 事件（事件番号 ）は、平成 年
月 日、 簡易裁判所に起訴（略式命令請求）したので通知します。

（注）既に略式命令があったときは、「 に対する 事件（事件番号 ）は、平成 年 月 日、 簡易裁判所に起訴（略式命令請求）し、 年 月 日、同裁判所において、 万円の罰金に処する略式命令があり、確定したので通知します。」とする。

（用紙 日本工業規格A4）

様式例第3号

通知書

平成 年 月 日

殿

検察庁
検察官
担当者
電話
内線

に対する 事件（事件番号 ）は、平成 年
月 日、不起訴処分としたので通知します。

（注）特に裁定主文の通知を希望又は照会されたときは、「不起訴処分（起訴猶予）」のように裁定主文を付記する。

（用紙 日本工業規格A4）

様式例第4号

通知書

平成 年 月 日

殿

検察庁
検察官
担当者
電話
内線

に対する 事件（事件番号 ）は、平成 年
月、中止処分としたので通知します。

なお、中止処分とは、被疑者又は重要参考人が所在不明であるなど捜査を継続できない場合に行われる中間処分であり、当該捜査の障害となる理由が解消された場合には、捜査が再開されます。

（用紙 日本工業規格A4）

様式例第5号

様式例第6号の1（被疑者の氏名を通知する場合）

通 知 書

平成 年 月 日

殿

検察庁
検察官
担当者
電 話
内 線

に対する 事件（事件番号 ）は、平成 年 月、 検察庁へ移送したので通知します。今後は、同検察庁の検察官がこの事件を担当します。

（用紙 日本工業規格A4）

通 知 書

平成 年 月 日

殿

検察庁
検察官
担当者
電 話
内 線

に対する 事件（事件番号 ）は、平成 年 月 日、 家庭裁判所に送致したので通知します。

（用紙 日本工業規格A4）

様式例第6号の2（被疑者の氏名を通知しない場合）

様式例第7号

通 知 書

通 知 書

平成 年 月 日

平成 年 月 日

殿

殿

検察庁
検察官
担当者
電 話
内 線

検察庁
検察官
担当者
電 話
内 線

あなたが平成 年 月 日に の被害にあわれた事件（事件番号
）は、平成 年 月 日、 家庭裁判所に送致した
ので通知します。

に対する 事件（事件番号 ）の公判期日は、下
記のとおりですので通知します。

記

平成 年 月 日 時 分

裁判所 （ 裁判部 ）

なお、以後の公判期日及び判決官渡期日は、今後裁判所により指定され、当職
からは通知しません。これらの期日をお知りになりたい方は、改めて当職まで照
会して下さい。

（用紙 日本工業規格A4）

（用紙 日本工業規格A4）

様式例第8号の1（判決等の場合）

通 知 書

平成 年 月 日

殿

検察庁
検察官
担当者
電 話
内 線

に対する 事件（事件番号 ）の裁判結果は
下記のとおりでしたので通知します。

記

裁判所 裁判所
裁判年月日 平成 年 月 日

主文

裁判の確定及び上訴

☐確定☐上訴上訴した者 ☐検察官☐被告人又はその弁護人等

上訴審裁判所

裁判所

なお、上訴審裁判所の第1回公判期日を知りたい場合は、
係までお問い合わせ下さい。

検察庁の

（用紙 日本工業規格A4）

様式例第8号の2（略式命令の場合）

通 知 書

平成 年 月 日

殿

検察庁
検察官
担当者
電 話
内 線

に対する 事件（事件番号 ）は、平成 年
月 日、 簡易裁判所において、 万円の罰金に処する略式命令が
あり、確定したので通知します。

（用紙 日本工業規格A4）

被害者等通知制度の解説その2：処遇状況等通知制度

刑事局総務課

第1 はじめに第2 被害者等通知制度の概要

1 被害者等通知制度の構成等

- (1) 被害者等通知制度の構成と概要
- (2) 裁判確定通知の重要性

2 被害者等通知制度の根拠等

- (1) 被害者等通知制度の根拠
- (2) 通達・通知の整理
 - ア 捜査公判情報通知制度に関するもの
 - イ 処遇状況等通知制度に関するもの
 - ウ 釈放予定等通知制度に関するもの

3 まとめ

第3 捜査公判情報通知制度

1 はじめに

捜査公判情報通知制度のイメージ図

2 通知対象事件・通知対象者

3 通知事項

- (1) 被害者等に対する通知事項
- (2) 目撃者等に対する通知事項

4 通知制度

- (1) 通知手続の概略
- (2) 通知希望確認
- (3) 通知の判断
- (4) 通知方法
- (5) その他留意事項

5 おわりに

(以上前号)

第4 処遇状況等通知制度

1 はじめに

処遇状況等通知制度のイメージ図(実刑の場合)

2 概要

- (1) 処遇状況等通知制度と釈放予定等通知制度は、その趣旨・目的の違いから、通知事項に違いがある
- (2) ②判決確定後の被害者等通知制度は、検察当局、矯正当局、保護当局の連携が不可欠
- (3) 通知事項や通知手続の概要

3 執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合(刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合も含む。)

- (1) 通知対象者
- (2) 通知者
- (3) 通知事項
- (4) 通知手続等

4 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しの場合

- (1) 通知対象者
- (2) 通知者及び通知事項
- (3) 通知手続等

5 拘留の刑の場合

- (1) 通知対象者
- (2) 通知者及び通知事項
- (3) 通知手続等

6 保護処分を受けた加害者に係る通知の場合(少年院送致処分の場合及び少年法上の保護観察処分の場合)

- (1) 総論
- (2) 通知対象者

(3) 通知者及び通知事項

(4) 通知手続等

7 おわりに

(以上本号。以下の項目は予定。)

第5 釈放予定等通知制度

1 はじめに

(1) 全体像について

釈放状況等通知制度のイメージ図

(2) 釈放予定等通知制度の目的等

(3) 警察に対する受刑者の釈放等に関する通知との調整

2 通知対象者

3 通知者及び通知事項

(1) 通知者

(2) 通知事項

4 通知手続等

(1) 通知の端緒（被害者等の希望）

(2) 通知手続等

(3) 通知の判断

(4) 通知方法等

5 おわりに

第4 処遇状況等通知制度

1 はじめに

今回は、処遇状況等通知制度の概要について説明していきます。

本制度の説明に当たっても、まずは、その概要を把握していただくために、次ページの「処遇状況等通知制度のイメージ図（実刑の場合）」を御覧いただき、大まかな全体像をつかんでいただきたいと思います。

なお、前回でも触れたとおり、処遇状況等通知制度については改正が検討されているところですが、これからの説明は、現在の制度を前提に行っていきます。

2 概要

- 処遇状況等通知制度と釈放予定等通知制度は、その趣旨・目的の違いから、通知事項に違いがある。
- ②判決確定後の被害者等通知制度は、検察当局、矯正当局、保護当局の連携が不可欠。

(1) 処遇状況等通知制度と釈放予定等通知制度は、その趣旨・目的の違いから、通知事項に違いがある

②判決確定後の被害者等通知制度としては、前記第2、1(1)記載のとおり、処遇状況等通知制度と釈放予定等通知制度があります。

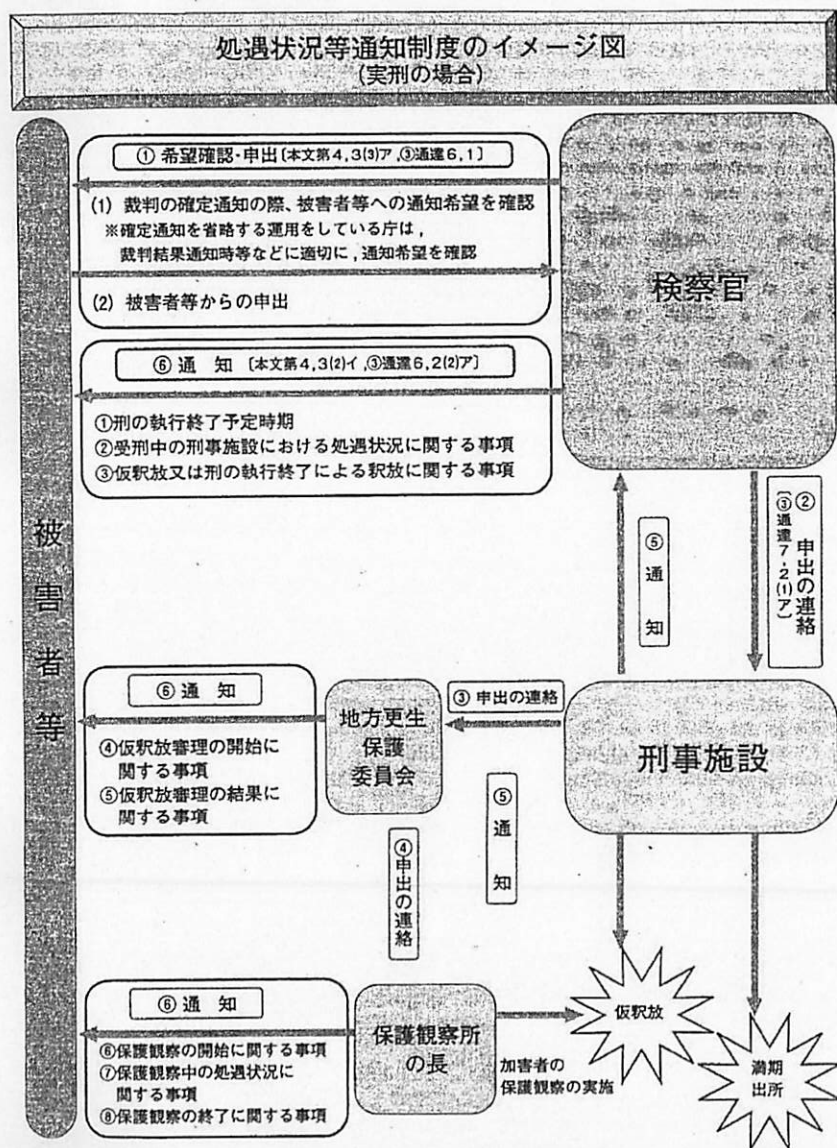
これらは、判決確定後に被害者等に当該事件の加害者に関する情報を提供するという点で共通点がありますが、その趣旨・目的が異なりますので、その通知事項や通知時期などに違いがあるということを常に頭に入れておいてください。

(2) ②判決確定後の被害者等通知制度は、検察当局、矯正当局、保護当局の連携が不可欠

捜査公判情報通知制度は刑事局長通達ですが、処遇状況等通知制度及び釈放予定等通知制度は矯正局長及び保護局長を加えたいいわゆる三局長通達です。これは、捜査公判情報通知制度は、検察庁のみで実施が可能な通知制度であるのに対し、処遇状況等通知制度及び釈放予定等通知制度は、刑事施設や保護観察における処遇や釈放に関する情報という、基本的に矯正当局及び保護当局に係る情報の通知をする制度であり、検察当局、矯正当局、保護当局が連携して初めて目的を達成できる制度であるからです。

そのため、処遇状況等通知制度通達及び釈放予定等通知制度通達では、三局の連携及びその手続について、頁が割かれています。

このように、被害者等通知制度に携わる検察官及び検察事務官は、被害者等通知制度においてはもちろん、広く刑事手続一般において、三局が連携することの重要性を常に意識して執務に携わっていただきたいと



思います。

(3) 通知事項や通知手続の概要

処遇状況等通知制度は、加害者に対する判決又は処分について

- ① 執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合（刑の執行猶予の旨渡しを取り消された場合を含む。）
- ② 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の旨渡しの場合
- ③ 拘留の刑の場合
- ④ 少年院送致処分の場合
- ⑤ 少年法上の保護観察処分の場合

の5つの場合に区分けして、それぞれの場合における通知事項や通知手続を定めています。なお、処遇状況等通知制度通達の中では、①～③の場合に通知する場合をまとめて「有罪裁判確定後の加害者に係る通知」と呼び（③通達第3, 1）、④及び⑤の場合に通知する場合をまとめて「保護処分を受けた加害者に係る通知」と呼ぶ（③通達第3, 2）ことがありますので、留意してください。

以下の説明では、まず、実務上一番多いと思われ、かつ、処遇状況等通知制度の一番の基本である

- 執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合（刑の執行猶予の旨渡しを取り消された場合を含む。）

について説明をしていきます。

そして、②～⑤の4つの場合は、①の場合（以下の説明では、①を単に「自由刑の実刑の場合」などと言うこともあります。）と多くの点で共通点が認められますので、共通する部分についてはできるだけ自由刑の実刑のところでもまとめて説明し、相違点を中心に説明していきたいとします。

3 執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合（刑の執行猶予の旨渡しを取り消された場合を含む。）

(1) 通知対象者

- 通知対象者は、被害者等。
- 目撃者等は、通知対象者ではないが、例外的に、釈放等の情報に限って通知可能。

ア 通知対象者は、被害者等

通知対象者は、被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人に限定されています（③通達第2, 1(1)）。

イ 目撃者等は、通知対象者ではないが、例外的に、釈放等の情報に限って通知可能

一方、目撃者等は、処遇状況等通知制度の「通知対象者」にはなっていません。ただし、目撃者等に対して、判決確定後の情報についての通知をすることは全く認められないわけではなく、

- 目撃者等が特に通知を希望する場合で、被害者等通知制度の目的に鑑みて相当である場合（①通達第5, 3, ②通知第6, 4）には、刑の執行終了予定時期や釈放に関する事項等に限って、例外的に、目撃者等に通知することが認められています。

この目撃者等に対する釈放等に関する情報を通知することは、①通達及び②通知に基づいて認められているもので、③通達及び④通知によるものではありません（ただし、処遇状況等通知制度の書面等に準じて手続を行うこととされています（③通達第10））。

ウ このように、被害者等と目撃者等に差が設けられているのは

- 元々、処遇状況等通知制度が、犯罪被害者等基本計画の要請を受けて構築されたものであること
- 目撃者等にまで、加害者の処遇状況等の通知をする必要性が小さいと認められること

などの事情によります。

エ 以下の説明では、処遇状況等通知制度に基づいて、通知先が被害者等であることを前提に説明をしていきます。

そして、目撃者等に対して処遇状況等に関する情報を通知する場合に留意すべき点がある場合は、適宜、その点を指摘していききたいと思います。

(2) 通知者

- 被害者等への直接の通知者は、原則、検察当局及び保護当局。
- 保護当局に係る情報は、基本的に、保護当局が通知。
矯正当局に係る情報は、検察当局を介して通知。

処遇状況等通知制度における通知事項は、基本的に、矯正当局及び保護当局に係る情報です。

ア 保護当局に係る情報の通知者

仮釈放審理や保護観察などの保護当局に係る情報については、基本的に、地方更生保護委員会や保護観察所の長といった、それらを実施する保護当局の機関が通知者とされています。具体的には、仮釈放審理に関する事項は地方更生保護委員会が、保護観察に関する事項は保護観察所の長がそれぞれ通知者になります。

ただし、後述のように、仮釈放中に保護観察をつかさどることになる保護観察所の名称等については、検察官が仮釈放による釈放の通知とともに通知することになります（③通達第3、1(1)）。

イ 矯正当局に係る情報の通知者

(ア) 矯正施設での処遇状況や釈放年月日などの矯正当局に係る情報については、少年院の長が通知を行う場合があることを除き、検察当局が矯正当局から通知を受け、検察当局において、被害者等に通知をすることとされています（③通達第3、1(1)）。

これは、刑事施設は、元々被害者等を始めとする外部との接点が少ないこと、過去の被害者等通知制度においても、検察当局が矯正当局から釈放年月日などの情報の通知を受け、これを被害者等に通知していたという経緯があり、既に通知のための連携体制が構築されていたことなどが理由です。

(イ) このように、刑事裁判手続が判決の確定により終了しても、処遇状況等通知制度においては、検察当局は、被害者等への通知の責任を負っていることを理解していなくてはなりません。

(3) 通知事項

- 通知事項は、加害者が受けた判決等（実刑か、執行猶予か、少年院送致か等）の内容及び被害者等の希望により異なる。
- 加害者が刑事施設に収容された場合の通知事項は
 - ① 刑の執行終了予定時期
 - ② 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項
（収容されている刑事施設の名称及び所在地、懲役刑の作業名や優遇区分などの処遇内容等）
 - ③ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項
（仮釈放又は刑の執行終了により釈放された刑事施設の名称及び所在地、釈放年月日及びその事由等）
 - ④ 仮釈放審理の開始に関する事項
 - ⑤ 仮釈放審理の結果に関する事項
 - ⑥ 保護観察の開始に関する事項
 - ⑦ 保護観察中の処遇状況に関する事項
（特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容等）
 - ⑧ 保護観察の終了に関する事項
（保護観察の終了年月日及びその事由等）
- 処遇状況等通知制度における釈放に関する事項の通知内容と、釈放予定等通知制度における通知内容を混同しないように注意。

ア 概略

ここでは、頭の整理を兼ねて、処遇状況等通知制度における通知事項の概略を説明します。

処遇状況等通知制度における通知事項は、処遇状況等通知制度通達別表第1～5（以下、別表について触れる場合は、単に「別表第1」

などと言います。)に詳細に記載されています。

これらの別表は

別表第1 執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合

(刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合を含む。)

別表第2 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しの場合

別表第3 拘留の刑の場合

別表第4 少年院送致処分の場合

別表第5 少年法上の保護観察処分の場合

と、加害者の受けた判決又は処分の内容別に規定され、それぞれの判決等に応じた通知事項が設定されています。

また、別表第1及び別表第2は、後で詳しく説明するように、通知事項が、

甲 被害者等が処遇状況等に関する全ての事項の通知を希望する場合

乙 被害者等の通知希望が仮釈放審理及び出入所に関する事項のみである場合

と、被害者等の希望内容に応じて、通知事項が区分けされています。

イ 執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合(刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合も含む。)における通知事項

(ア) 概要

a 加害者が、執行猶予の付されていない自由刑の判決を受け、又は、自由刑の執行猶予が取り消されたことによって刑事施設に収容された場合の通知事項は、

① 刑の執行終了予定時期

② 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項

(収容されている刑事施設の名称及び所在地、懲役刑の作業名や優遇区分などの処遇内容等)

③ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項

(仮釈放又は刑の執行終了により釈放された刑事施設の名称及び所在地、釈放年月日及びその事由等)

④ 仮釈放審理の開始に関する事項

⑤ 仮釈放審理の結果に関する事項

⑥ 保護観察の開始に関する事項

⑦ 保護観察中の処遇状況に関する事項

(特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容等)

⑧ 保護観察の終了に関する事項

(保護観察の終了年月日及びその事由等)

になります。

b さらに、この場合は、被害者等の希望により、通知事項が甲と乙に分かれます。すなわち、通知事項甲(被害者等が処遇状況等に関する全ての事項の通知を希望する場合)を希望する被害者等については

①～⑧の全て

が通知事項となります。

一方、被害者等が通知事項乙(被害者等の通知希望が仮釈放審理及び出入所に関する事項のみである場合)を希望する場合には、加害者の仮釈放審理及び出入所に係る情報のみに限定されることになりますので

①、③(刑事施設の名称及び所在地を除く。)～⑤、⑧が通知事項となります(③通達第3,1(1))。

このように、通知事項を甲・乙で分けているのは、被害者等によっては、加害者の出入所情報には興味があるものの、その一方で、その処遇状況の詳細には興味がないという者も少なくなく、そのような被害者等に処遇状況の詳細について定期的な通知をすると、かえって被害者等の心情を害する場合もあると考えられたことから、被害者等の要望に応じて、対応することとなったものです。

c また、目撃者等については、通知事項が被害者等に比べて制限されており、別表第1の

① 刑の執行終了予定時期

③ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項

- ・ 刑の執行終了等による釈放年月日及びその事由
- ・ 刑の執行停止による釈放、国際受刑者移送法による送出移送等の事由及びその年月日

のみが通知事項となっています（③通達第10,1）ので、留意が必要です。

(1) 通知事項①～③について

a ①刑の執行終了予定時期、②処遇状況に関する事項、③釈放に関する事項については、主に、矯正当局に係る事項です。そのため、通知手続は、矯正当局が検察当局に通知し、検察当局から被害者等に通知することになります。

b ①刑の執行終了予定時期は、自由刑の執行が開始した頃に、刑の執行終了の予定時期を通知するもので、「年月」までを通知することになっています。年月「日」までを通知するものではない点に留意してください（別表第1・備考）。

また、複数の自由刑が順次執行される場合は、加害者が実際に釈放される刑の執行終了予定時期を通知することになります（別表第1・備考）。

c ②処遇状況に関する事項は、具体的には

- (1) 収容されている刑事施設の名称及び所在地
- (2) 懲役刑の作業名
- (3) 改善指導名
- (4) 制限区分
- (5) 優遇区分

とされています。

そして、③釈放に関する事項は

(1) 仮釈放又は刑の執行終了により釈放された刑事施設の名称及び所在地

(2) 仮釈放又は刑の執行終了により釈放された年月日及びその事由

(3) 保護観察をつかさどることとなる保護観察所の名称、所在地及び連絡先

(4) (1)～(3)に準ずる事項（執行停止による釈放、恩赦による釈放、国際受刑者移送法による送出移送等があった旨及びその年月日）

になります。

このうち、(2)の釈放事由については、仮釈放又は刑の執行終了という釈放の理由を通知することになります（別表第1・備考）。

また、留意すべき点として、(2)釈放年月日及びその事由については、飽くまで、釈放「後」に、事後的に釈放の年月日を通知するものであり、釈放前の段階で、事前に釈放予定時期を通知するものではなく、この点、釈放予定等通知制度とは異なることに留意してください。同様に、釈放予定等通知制度では通知事項になっている加害者の釈放後の帰住地についても、処遇状況等通知制度では通知事項になっていません。そのため、被害者等が、加害者が出所する前に、その時期や帰住先を知りたいと希望しているときは、釈放予定等通知制度による必要があるわけです。

そして、複数の自由刑が順次執行された場合は、①刑の執行終了予定時期と同様に、加害者が最終的に釈放された年月日及びその事由を通知することになります（別表第1・備考）。

d さらに、(3)保護観察をつかさどることとなる保護観察所の名称等は、本来は、保護観察に関する事項と言えますが、検察官が、仮釈放による釈放の通知と共に通知することとされていることに留意してください。

これは、仮釈放許可決定時に、当該保護観察所が決まっている

(1) 保護観察終了時の管轄保護観察所の名称等

(2) 終了年月日及び終了の事由

を通知することとなります。

この場合の、「終了の事由」は、保護観察期間の満了、仮釈放の取消しなどを言います（別表第1・備考）。

(4) 通知手続等

ア 通知の端緒（被害者等の希望確認）

- 処遇状況等通知制度の端緒は、裁判の確定通知の際における、被害者等への通知希望の確認。
- 確定通知を省略する運用をしている庁は、裁判結果通知時などに適切に、通知希望を確認。

(ア) 処遇状況等通知制度の端緒は、裁判の確定通知の際における被害者等への通知希望の確認

処遇状況等通知制度の端緒は、先ほど説明したように、基本的には裁判確定の通知の際ということになります。

すなわち、処遇状況等に関する事項の通知希望の確認手続は

- 確定通知の際に、検察官等が、加害者の処遇状況等に関する事項の通知の希望の有無を確認

↓

- 被害者等が希望

↓

- 被害者等から、「加害者処遇状況等通知希望申出書(甲)」(以下「申出書」と言います。)の提出を受ける

という流れになります（③通達第6.1(1)）。

また、希望確認前に、被害者等から、通知希望の申出があった場合にも、同様に、検察官等が申出書の提出を受けて、手続を開始することになります（③通達第6.1(2)）。

なお、保護観察が付されていない執行猶予判決の場合は、当該執行猶予判決が取り消されたときに初めて、検察当局（有罪裁判対応検察官）が被害者等に通知希望の確認をすることになります（③通達第7.4(1)）。ただ、この場合でも、裁判確定通知の段階で、処遇状況等通知制度について説明した上、「仮に執行猶予が取り消されたときには、その段階で、改めて連絡して希望の確認をさせていただきます。」「執行猶予が取り消されずにその期間が終了したときは、特段の連絡はしません。」旨伝えておくことが必要です（④通知第1.3(1)）。

また、加害者に対する判決が実刑の場合には、別表第1にも記載されているとおり、通知事項が、被害者等の希望により甲又は乙に分かれていますので、通知希望の際に、希望する通知事項が甲か乙かを、申出書に記載してもらうことになります（③通達第6.1(3)）。

(イ) 確定通知を省略する運用をしている庁は、裁判結果通知時などに適切に、通知希望を確認

各庁の例規などにより、各別に裁判確定通知を行う必要はなく、裁判結果通知の際に、「確定については別途問い合わせがあれば回答する」旨付記するなどして、確定通知を省略する取扱いをしている庁もあると思われます。

こうした取扱いをしている庁では、裁判結果通知の際に、処遇状況等に関する事項の通知の希望の有無を確認するなどして、希望確認を怠ることのないように注意してください（④通知第1.4）。

(ウ) 希望確認をしなくてもよい場合等

処遇状況等通知の希望確認は裁判確定通知の際に行うのが原則ですが、検察官等が、加害者の処遇状況等に関する通知を行うことが相当ではないと判断した場合には、例外的に、希望確認をしなくてもよいこととなっています（④通知第1.1）。

また、当該事件が確定する前、つまり、確定通知を行う前に、事前に、被害者等から、加害者の処遇状況等に関する通知の希望があっ

るのですが、現に仮釈放されるまでは仮釈放許可決定が取り消される可能性もあるので、仮釈放前に保護観察所の名称等を通知することは不相当と考えられることから、これを受けて、検察官が仮釈放による釈放に関する事項を通知するのに併せて一緒に通知することとされたものです。

㉞ 通知事項④及び⑤について

a 通知事項④及び⑤は、仮釈放の審理に関する事項です。

仮釈放の審理は、加害者が現に収容されている刑事施設の所在地を管轄する地方更生保護委員会が行うことになりますので、

④、⑤に係る通知も、地方更生保護委員会が行うことになります。

b ④仮釈放審理の開始に関する事項としては、

(1) 仮釈放の審理開始の事実

(2) その年月日及びその事由

(3) 審理を行う地方更生保護委員会の名称等

を通知することとなります。

また、⑤仮釈放審理の結果に関する事項としては、

(1) 審理結果の内容（仮釈放を許す、許さない）

(2) その年月日

等を通知することとなります。

㉟ 通知事項⑥～⑧について

a 通知事項⑥～⑧は、加害者が仮釈放になった場合の保護観察に関する事項です。

保護観察は、保護観察所が実施することになりますので、管轄の保護観察所の長が通知者となります。

b ⑥保護観察の開始に関する事項としては、

(1) 保護観察をつかさどる保護観察所の名称等

(2) 保護観察の開始年月日及び終了予定時期

を通知することになります。

c ⑦保護観察中の処遇状況に関する事項としては、

(1) 特別遵守事項の内容

(2) 生活行動指針の内容

(3) 保護観察官及び保護司との接触状況

(4) 保護観察停止決定等

を通知することとなります。

ここで、通知事項⑦に、「(1)特別遵守事項の内容」が含まれていますが、その理由を簡単に説明します。まず、特別遵守事項違反は仮釈放の取消しにつながるもの（刑法第29条第1項第4号）です。例えば、ストーカー規制法違反やDVの事案等において、被害者との接触禁止が特別遵守事項として設定されている場合、被害者は、特別遵守事項の内容を知っていれば、仮に加害者からの接触に気付いた場合、加害者の当該行動が仮釈放の取消しにつながる可能性があるとの認識に基づき、その旨を保護観察所や捜査機関に申告することが容易になり、その結果、加害者に係る仮釈放取消しの手続が開始されることが想定されます。

こうしたことから、「(1)特別遵守事項の内容」を通知することは、重要であると言えます。

また、「(4)保護観察停止決定」にはあまり馴染みがないと思われますので、その内容を簡単に説明します。自由刑の実刑判決が確定した者について仮釈放が許可された場合、仮釈放中の期間については保護観察に付されることとなります（更生保護法第40条。なお、仮釈放を許されて同条により保護観察に付される者については、同法第48条第3号に規定されていることから、この場合の保護観察を「3号観察」と言うことがあります。）。そして、地方更生保護委員会は、保護観察所の長の申出により、仮釈放者の所在が判明しないため保護観察が実施できなくなったと認めるときは、保護観察を停止することができるとされており（同法第77条第1項）、この決定を保護観察停止決定と言います。

d ⑧保護観察の終了に関する事項としては、

でも、これまで説明してきたように、裁判の結果が確定しないと、通知事項も確定しませんので、申出書の提出を受けることはできませんし、それを正式な通知希望とすることも不適当と言えます。そのため、こういった場合には、「申出書を受領できるのは、裁判が確定した後になりますので、その際に、改めて御意向を確認させていただきます。」などと教示するなどして、適切に対応するようにしてください（④通知第2, 1(1)）。

(二) 通知の申出を受ける際の留意点

通知の申出を受ける際は、処遇状況等通知制度における通知事項が、加害者のプライバシーに関わる事項であることから、被害者等に対して

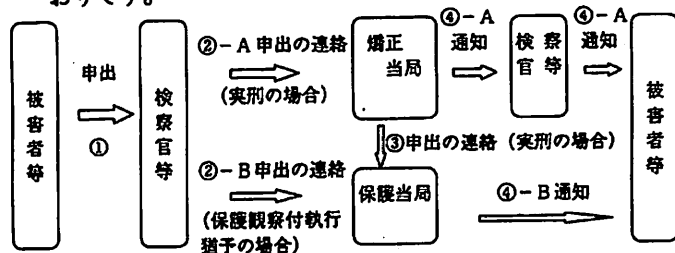
- 通知された事項を不当に第三者に漏らさない

旨誓約するように求めることとされています（③通達第6, 1(3)）。

イ 通知手続等

ア 概要

処遇状況等通知制度における手続の概略を図にすると、以下のとおりです。



処遇状況等通知制度の基本的な手続の流れは以下のとおりです。

- ① 検察官等が被害者等から通知希望の申出書の提出を受ける



- ② 検察官から、矯正当局及び保護当局に対し、被害者等からの申出があった旨を連絡

検察官は、実際に処遇等に当たる矯正当局（加害者が入所し

ている刑事施設）及び保護当局（保護観察所）に、申出があった旨の連絡を書面で行う。

以下、通知の流れが、矯正当局に関するもの（上図で「②-A」及び「④-A」などと記載した流れ）と、保護当局に関するもの（上図で「②-B」及び「④-B」などと記載した流れ）に分かれる。

○ 矯正当局への連絡

- ②-A 実刑等の場合は加害者が入所している刑事施設に連絡（③通達第7, 2(1)）

○ 保護当局への連絡（保護観察付執行猶予の場合）

- ②-B 保護観察付執行猶予の場合は保護観察所に連絡（③通達第7, 3(1)）



- ③ 通知希望の申出の連絡を受けた矯正当局は、保護当局（地方更生保護委員会）に申出があった旨の連絡を書面とする（③通達第7, 2(2)）。さらに、地方更生保護委員会は、加害者の帰住予定地を管轄する保護観察所に、申出があった旨の連絡を書面とする（③通達第7, 2(3)）。



- ④ 矯正当局及び保護当局から、検察官等及び被害者等への通知

○ 矯正当局からの通知

- ④-A 矯正当局が検察官等に書面で通知（③通達第7, 2(1)エ）を行い、通知を受けた検察官等から被害者等へ通知（③通達第6, 2(2)ア）

○ 保護当局からの通知

- ④-B 保護当局に係る情報の通知の場合は、保護当局から被害者等へ直接通知（③通達第6, 2(2)ウ）

(イ) 通知時期

- 基本的には、通知事項に該当する事実が生じた後、遅滞なく通知。
- 刑の執行終了予定時期、刑事施設内や保護観察中の処遇状況に関する事項は、申出受領後、適宜の時期に最初の通知を実施し、以後、おおむね6か月ごとに通知を実施。

a 基本的には、通知事項に該当する事実が生じた後、遅滞なく通知通知時期については、基本的には

- 通知事項に該当する事実が生じた後に、遅滞なく通知する

こととされています(③通達第6, 2(1)ア)。

ただし

刑の執行終了予定時期

受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項

保護観察中の処遇状況に関する事項の一部

については

- 申出書の提出を受けた後、適宜の時期に最初の通知を実施

- 以後、おおむね6か月ごとに通知を実施

することとされています(③通達第6, 2(1)イ)。

なお、最初の通知がなされる「適宜の時期」については、裁判確定のおおむね3か月後以降になると考えられます(④通知第4, 1)。

b 刑の執行終了予定時期、刑事施設内や保護観察中の処遇状況に関する事項は、申出受領後、適宜の時期に最初の通知を実施し、以後、おおむね6か月ごとに通知を実施

刑の執行終了時期を、最初の通知がなされる時期(今述べたとおりおおむね3か月後以降)よりも早めに通知する必要がある場合は、検察当局において、刑事施設に照会した上で回答することができます(④通知第4, 1)。

(ウ) 通知の判断

- 検察当局、矯正当局、保護当局は、それぞれ、当該通知事項に係る情報を、被害者等に通知することの相当性を判断し、相当と認める場合に通知。
- 通知することが困難な場合や、通知希望者から通知不要の申出があった場合は、以後通知は不要。

a 検察当局、矯正当局、保護当局は、それぞれ、当該通知事項に係る情報を、被害者等に通知することの相当性を判断し、相当と認める場合に、通知

検察当局、矯正当局、保護当局は、それぞれ、処遇状況等に係る情報を、他の機関又は被害者等に通知する際、通知の必要性や加害者の改善更生を妨げるおそれなどから、その通知の相当性を判断し、相当と認める場合に通知を実施することになります。

具体的には、まず、検察官は、被害者等から通知希望の申出を受けた際には、通知を相当と認める場合に、当該加害者を収容している刑事施設や、当該加害者の居住地を管轄する保護観察所に、通知希望の申出があった旨の連絡をすることとされています(③通達第7, 2(1)ア, 3(1)ア)。

また、当該刑事施設が、検察官に処遇状況等に係る情報を通知する際も、その相当性を判断し、通知が相当でないと考える場合には、その意見を付して検察官に通知することになります(③通達第7, 2(1)エ)。

そして、実際に、検察官や保護当局が被害者等に通知するに当たり、通知の相当性を判断し、被害者等に通知することが相当と認める場合に、通知を実施することになります(③通達第6, 2(2)ア, 2(2)ウ等)。

なお、検察官が相当性の判断をする際には、前記刑事施設等の意見を踏まえて判断することになり、前記刑事施設等が通知する

ことが相当でない旨の意見を付した場合には、原則として、通知を行わないこととされています（④通知第2, 4(1)）。

- b 通知することが困難な場合や、通知希望者から通知不要の申出があった場合は、以後通知は不要

通知をすることが困難な場合や、通知希望者から通知を希望しないという申出があった場合は、それ以後は、通知をする必要はありません（③通達第5, 1）。ただし、通知をしないこととなった場合において、通知希望者が再び通知を希望するときは、新たな通知の希望があったものとして取り扱うこととなります（③通達第5, 2）。

さらに、目撃者等に対して釈放等に関する情報を通知する場合は、通知を行うか否かの判断や通知する事項の決定は、検察官の広範な裁量に委ねられている（②通知第6, 4）ということに留意して、相当性を判断することになります。

(四) 通知方法

- 被害者等への通知方法は、口頭又は文書その他適宜の方法により行う。
- 特段の弊害がない場合は、文書による通知が望ましい。

- a 被害者等への通知方法は、口頭又は文書その他適宜の方法により行う

被害者等への通知は、口頭又は文書その他適宜の方法により行うこととされています（③通達第4）。

なお、検察官が、文書により被害者等に通知する場合で、矯正当局から書面で通知された情報を通知するときは、検察官は、矯正当局から送付された書面の写しを通知書に添付する方法により、その内容を通知することもできます（③通達第6, 2(2)ア）。

このように、被害者等への通知方法について、通知者の裁量を認めているのは、被害者等の中には、家族等に被害の事実を伝え

ておらず、通知が自宅に郵送されることを望まない者もいるであろうことに配慮したものです。そのため、被害者等が希望する場合には、「適宜の方法」として電子メールなどによる通知を行うことも可能です。

- b 特段の弊害がない場合は、文書による通知が望ましい

処遇状況等通知制度で通知される情報がセンシティブなものである上、関係機関の連携・伝達に基づく通知手続が定められていることから、できる限り、正確な情報を伝達する必要があります。そして、検察官が被害者等に通知する際には、前記のように、矯正当局からの通知書面の写しを添付することが可能とされているなど、正確な情報伝達を担保する手続も設けられていることからして、特段の弊害がない場合には、文書による通知を原則とするのが望ましいと旨えます。

特に、メールアドレスなどは頻繁に変更されることが考えられる上、誤送信のおそれや、ウイルスによる情報の外部流出などのおそれもあることから、メールによる通知は特に慎重に対応する必要があると言えます。

また、実務上、文書による通知を実施している場合でも、被害者等の転居などにより、その宛先が分からなくなり、通知の実施が不可能になる事例が生じています。

そのような事態を避けるため、申出書や通知書の様式には、「連絡先に変更があるときは速やかに連絡されたい」旨が記載されていると思いますが、それに加えて、被害者等に転居する場合には検察庁に連絡をするようお願いしておくことや、その他の連絡方法を確保しておく（例えば、転居等により郵便が届かなくなった場合には、携帯電話に電話をすることの了解を取っておく）などの事前の配慮をしておくことが重要だと思われます。

4 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しの場合

(1) 通知対象者

- 被害者等（被害者又はその親族等）は、通知対象者である。
- 目撃者等は、通知対象者ではないが、刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合は、自由刑の実刑の場合と同様に、釈放等の情報に限り通知可能。

通知対象者については、

- 被害者、その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人が通知対象者である（③通達第2、1(1)）

という点は、自由刑の実刑の場合と同じですが、

- 目撃者等は、通知対象者ではない

という点は、自由刑の実刑の場合と異なっていることに留意してください。

このことは、前記3(1)イ記載のとおり、目撃者等に対する通知は、①通達及び②通知に基づいて行われるものですが、その通知内容は、

- ・ 懲役又は禁錮の刑の執行終了予定時期
- ・ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項
- ・ これらに関する事項

という自由刑の実刑を前提とした事項に限定されており、

- ・ 懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しに関する事項

は通知内容に含まれていない（①通達第5、3参照）ことから明らかです。

ただし、目撃者等は、

- 刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合は、自由刑の実刑の場合と同様に、釈放等の情報に限り通知可能

であることにも留意してください（③通達第10、1は、目撃者等に対する通知が可能な場合を、「加害者に対する確定裁判が執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合（刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合を含む。）」に限定しています。）。

(2) 通知者及び通知事項

- 保護観察に関する事項は、保護当局が通知。
- 執行猶予の言渡しの取消しに関する事項は、検察当局が通知。

ア 通知者

懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しの場合、通知事項は、大きく分けて、

- 保護観察に関する事項

（保護観察の開始に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項、保護観察の終了に関する事項）

- 執行猶予の言渡しの取消しに関する事項

の2つに分けることができます（別表第2参照）。

そして、保護観察に関する事項については、自由刑の実刑の場合と同様に、保護観察を現につかさどり、又はその終了時においてつかさどっていた保護観察所の長が通知することになります（③通達第3、1(2)）。

一方、執行猶予の言渡しの取消しに関する事項については、有罪の言渡し（執行猶予の言渡し）をした裁判所に対応する検察庁の検察官が行うこととされています（③通達第3、1(2)）。

イ 通知事項

- 加害者が懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しを受けた場合の通知事項は

- ① 保護観察の開始に関する事項
- ② 保護観察中の処遇状況に関する事項
（特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容等）
- ③ 保護観察の終了に関する事項
（保護観察の終了年月日及びその事由等）
- ④ 執行猶予の言渡しの取消しに関する事項

ア 概要

加害者が、執行猶予の付された自由刑の判決を受けた場合の通知事項は、

- ① 保護観察の開始に関する事項
- ② 保護観察中の処遇状況に関する事項
(特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容等)
- ③ 保護観察の終了に関する事項
(保護観察の終了年月日及びその事由等)
- ④ 執行猶予の言渡しの取消しに関する事項

になります。

また、自由刑の実刑の場合と同様に、被害者等の希望により、通知事項が甲と乙に分かれます。すなわち、通知事項甲（被害者等が処遇状況等に関する全ての事項の通知を希望する場合）を希望する被害者等については

①～④の全てが通知事項となります。

一方、被害者等が通知事項乙（被害者等の通知希望が仮釈放審理及び出入所に関する事項のみである場合）を希望する場合には、加害者の仮釈放審理及び出入所に係る情報のみに限定されることになりますので

④のみが通知事項となります（③通達第3、1(2)）。

なお、目撃者等については、前記(1)記載のとおり、自由刑の実刑の場合と異なり、原則として、通知の対象となっていないことに留意してください。

以下、各通知事項について、留意すべき点を中心に簡単に説明します。

イ 通知事項①～③について

通知事項①～③は、加害者に対して保護観察付きの執行猶予判決

が言い渡された場合の保護観察に関する事項です。

通知者が管轄保護観察所の長である点は、自由刑の実刑の場合と同様です。

次に、①保護観察の開始に関する事項としては、

- (1) 保護観察をつかさどる保護観察所の名称、所在地及び連絡先

(2) 保護観察開始年月日及び保護観察終了予定時期を通知することになりますが、これらはいずれも自由刑の実刑の場合と同様の通知事項です。

また、②保護観察中の処遇状況に関する事項としては、

- (1) 特別遵守事項の内容
- (2) 生活行動指針の内容
- (3) 保護観察官及び保護司との接触状況
- (4) 所在不明となったとき又は所在不明となった後その所在が発見されたときは、その旨及びその年月日
- (5) 仮解除の処分がなされたとき又はこれが取り消されたときは、その旨及びその年月日

を通知することになります。

自由刑の実刑の場合と比較すると、通知事項の(1)～(3)は自由刑の実刑の場合と同様ですが、(4)及び(5)は自由刑の実刑の場合にはなかった通知事項です。この理由について簡単に説明します。

自由刑の実刑の場合、仮釈放を許された者には仮釈放の期間中、保護観察に付され（更生保護法第40条）、その所在が判明しないため保護観察が実施できなくなったときは、地方更生保護委員会は、保護観察を停止することができます（同法第77条第1項）。一方、保護観察付き執行猶予の場合（この場合の保護観察については、同法第48条第4号に規定されていることから、「4号観察」と言われることがあります。）には、3号観察のように、保護観察の停止という制度がないため、所在不明となったこと等を通知事項

としているのです。

また、保護観察の仮解除（刑法第25条の2第2項、更生保護法第81条）は、保護観察対象者が健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認められる場合に執られる措置であり、仮解除中は、特別遵守事項の遵守義務が免除されるなどの効果が生じます（同法第81条第2項）。そして、保護観察の仮解除は、3号観察の場合（自由刑の実刑の場合）には認められず、4号観察の場合（保護観察付き執行猶予の場合）にのみ認められることから（同法第81条第1項）、保護観察付き執行猶予の場合には、自由刑の実刑の場合とは異なり、(5)が通知事項となっているのです。

このように、自由刑の実刑の場合と自由刑の執行猶予の旨渡しの場合を比較すると、「保護観察中の処遇状況に関する事項」を通知するという点では共通していますし、通知すべき内容にも重なり合いが認められますが、他方、今説明したような相違点があることに留意してください。

(ウ) 通知事項④について

④執行猶予の旨渡しの取消しに関する事項としては、

- (1) 執行猶予の旨渡しを取り消された旨
- (2) その年月日及びその事由

を通知することになります。

この場合、「取消しの事由」としては、刑法第26条各号（執行猶予の必要的取消事由）又は同法第26条の2各号（執行猶予の裁量的取消事由）のいずれに該当するのかを通知することになります（別表第2・備考）。

(3) 通知手続等

ア 通知の端緒（被害者等の希望確認）

ア) 基本的な流れは、自由刑の実刑の場合と同様であり、具体的には、

- 確定通知の際に、検察官等が、加害者の処遇状況等に關

する事項の通知の希望の有無を確認



- 被害者等が希望



- 被害者等から、申出書の提出を受ける

という流れになります（③通達第6, 1(1)）。

- (イ) 保護観察が付されていない執行猶予判決の場合は、当該執行猶予判決が取り消されたときに初めて、検察当局（有罪裁判対応検察官）が被害者等に通知希望の確認をすることになります（③通達第7, 4(1)）。

ただ、この場合でも、裁判確定通知の段階で、処遇状況等通知制度について説明した上、「仮に執行猶予の旨渡しを取り消されたときには、その段階で、改めて連絡して希望の確認をさせていただきます」「執行猶予が取り消されずにその期間が終了したときは、特段の連絡はしません」旨伝えておくことが必要です（④通知第1, 3(1)）。

- (ウ) また、通知事項が、被害者等の希望により甲又は乙に分かれている（別表第2参照）ことも自由刑の実刑の場合と同様ですので、通知希望の際に、希望する通知事項が甲か乙かを、申出書に記載してもらうことになります（③通達第6, 1(3)）。

イ 通知手続等

ア) 概要

概要については、自由刑の実刑の場合と同様ですので、説明を省略します。

(イ) 通知時期

- 基本的には、通知事項に該当する事実が生じた後、遅滞なく通知。
- 保護観察中の処遇状況に関する事項は、申出受領後、適宜の時期に最初の通知を実施し、以後、おおむね6か月ごとに通知を実施。

通知時期については、自由刑の実刑の場合と同様です。すなわち、

基本的には、

通知事項に該当する事実が生じた後に、遅滞なく通知することとされています(③通達第6, 2, (1)ア)。

ただし、

保護観察中の処遇状況に関する事項の一部(特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容、保護観察官及び保護司との接触状況等)

については、

○ 申出書の提出を受けた後、適宜の時期に最初の通知を実施

○ 以後、おおむね6か月ごとに通知を実施することとされています(③通達第6, 2(1)イ)。

(ウ) 通知の判断

この点についても、自由刑の実刑の場合と同様です(③通達第7, 3)。すなわち、

○ 検察当局、保護当局は、それぞれ、処遇状況等に係る情報を、他の機関又は被害者等に通知する際、通知の必要性や加害者の改善更生を妨げるおそれなどから、その通知の相当性を判断し、相当と認める場合に通知を実施する

ということになります。

(エ) 通知方法

この点についても自由刑の実刑の場合と同様ですので、説明を省略します。

5 拘留の刑の場合

(1) 通知対象者

通知対象者については、

○ 通知対象者は、被害者その親族若しくはこれに準ずる者又は弁護士であるその代理人に限定(③通達第2, 1(1))

されています。

しかしながら、自由刑の実刑の場合とは異なり、

○ 目撃者等が通知の対象となっていないという点に留意していただきたいと思います。

(2) 通知者及び通知事項

ア 通知者

○ 被害者等への直接の通知者は、検察当局のみ。

拘留の刑の場合の通知事項は、

○ 仮出場又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項

とされています(③通達第6, 2(1)ア、別表第3)。

そして、こうした矯正当局に係る情報については、自由刑の実刑の場合の取扱いを説明したときに述べたとおり、検察当局が矯正当局から通知を受け、検察当局において、被害者等に通知をすることとされています(③通達第3: 1(3))。

イ 通知事項

○ 加害者に対する確定判決が拘留の場合の通知事項は、「仮出場又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項」のみ。

(ア) 加害者に対する確定判決が拘留の場合の通知事項は

○ 仮出場又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項

のみであり、具体的には

(1) 仮出場又は刑の執行終了により釈放された刑事施設の名称及び所在地

(2) 仮出場又は刑の執行終了により釈放された年月日及びその事由

(3) 「これに準ずる事項」として、執行停止による釈放（執行停止期間が1週間以下の場合を除く。）、恩赦による釈放、刑事施設に収容中の死亡、刑の執行終了時における未決拘禁者への資格異動、逃走又は再収容があったときは、その旨及びその年月日

となります（③通達第3, 1, (3), 別表第3）。

(4) 自由刑の実刑の場合との相違点

これまで説明した自由刑の実刑の場合等とは異なり、被害者等の希望によって通知事項が分かれるということはありません（別表第3）。

また、先ほども説明しましたが、目撃者等については、自由刑の実刑の場合と異なり、通知の対象となっていないことにも留意してください。

(3) 通知手続等

ア 通知の端緒（被害者等の希望確認）

(ア) 基本的な流れは、自由刑の実刑の場合と同様であり、具体的には、

- 確定通知の際に、検察官等が、加害者の処遇状況等に関する事項の通知の希望の有無を確認

↓

- 被害者等が希望

↓

- 被害者等から、申出書の提出を受ける

という流れになります（③通達第6, 1(1)）。

(イ) なお、自由刑の実刑の場合等と異なり、通知事項が、被害者等の希望により甲又は乙に分かれていない（別表第3参照）ことから、通知希望の際に、希望する通知事項が甲か乙かを申出書に記載してもらうということはありません。

イ 通知手続等

(ア) 概要

概要については、自由刑の実刑の場合と同様ですので、説明を省略します。

(1) 通知時期

- 通知事項に該当する事実が生じた後、遅滞なく通知。

通知時期については

- 通知事項に該当する事実が生じた後に、遅滞なく通知する

こととされています（③通達第6, 2(1)ア）。

なお、これまで説明した自由刑の実刑の場合等については、一部の通知事項について、

- 申出書の提出を受けた後、適宜の時期に最初の通知を実施

- 以後、おおむね6か月ごとに通知を実施することとされていました（③通達第6, 2(1)イ）。

しかし、拘留の刑の場合には、このような例外的な取扱いはなく、全ての通知事項について、当該事項に該当する事実が生じた後、遅滞なく通知するものとされていますので、留意してください。

(2) 通知の判断

この点についても、基本的には自由刑の実刑の場合と同様です（③通達第7, 5）ので、説明を省略します。

(3) 通知方法

この点についても自由刑の実刑の場合と同様ですので、説明を省略します。

6 保護処分を受けた加害者に係る通知の場合（少年院送致処分の場合及び少年法上の保護観察処分の場合）

(1) 総論

少年院送致処分の場合及び少年法上の保護観察処分の場合については

○ 両者の取扱いがほぼ同一であること

○ 後で述べるとおり、検察官が通知を行わないこと

から、2つの場合をまとめて説明します。

(2) 通知対象者

○ 通知対象者は、被害者、その法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士。

○ 目撃者等に対する通知は不可能。

ア 通知対象者は、被害者、その法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士

通知対象者は、被害者、その法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹又はこれらの者から委託を受けた弁護士に限定されています(③通達第2.1(2))。

この点は、これまで説明してきた自由刑の実刑の場合等とは大きく異なっていますので、このような規定になった理由を説明します。

まず、家庭裁判所に送致された少年については、従来、検察庁から家庭裁判所送致した旨の処分結果通知がなされた後は、検察庁からは何らの通知も行われず、少年法第31条の2の規定により、家庭裁判所から審判結果等の通知がなされることがあるにすぎませんでした。

しかし、犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)において、法務省が、保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供について検討を行い、必要な施策を実施することとされた(同計画第3.1(21))ことを受け、保護処分を受けた加害少年についても、少年院における教育状況等、仮退院審理の開始・結果に関する事項及び保護観察に関する事項についても通知することとされました。

このように、保護処分を受けた加害者に係る通知は、従来の被害者等通知制度にはなかった新たな制度と位置付けることができます。

ところで、現行制度においては、少年審判は原則として非公開であり、家庭裁判所は、少年法第5条の2第1項に定められた被害者等(被害者、その法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹)又はその委託を受けた弁護士から申出があった場合に、これらの者に対して、①少年及びその法定代理人の氏名及び住居、②決定の年月日、③決定の主文及び理由の要旨を通知することとされています(同法第31条の2第1項)。

そして、今回通知することとされた各事項は、通知を受ける者が審判の結果を知っていることが当然の前提となるものであることから、保護処分を受けた加害者に係る通知を受けられる者の範囲についても、少年法に定める審判結果等の通知を受けられる被害者等又はその委託を受けた弁護士と同じ範囲の者とされたのです。

イ 目撃者等に対する通知は不可能

目撃者等は、処遇状況等通知制度の「通知対象者」にはなっていませんし、①通達及び②通知によっても、通知することができるとはされていません(①通達第5.3により通知が可能とされている事項は、①通達第3(4)又は第3(5)アに限られており、少年審判等に係る事項については、通知事項に挙げられていません。)

この点は、自由刑の実刑等の場合とは異なりますので、留意してください。

(3) 通知者及び通知事項

ア 通知者

○ 検察当局は、通知者にならない。

○ 被害者等への直接の通知者は、矯正当局及び保護当局。

(ア) 前記(2)アのとおり、少年審判の結果については、少年法第5条の

第1項に定められた被害者等から申出があった場合に、家庭裁判所が、決定の年月日や主文等を通知することとされています（同法第31条の2第1項）。

また、保護処分を受けた加害者に係る通知については、検察官は通知権限を持ちません。これは、検察官が加害者を家庭裁判所に送致した後は、検察官は、当該加害者の処分について何ら権限を持たなくなることから、通知に関与する権限もまた持たないと解されているのです。

したがって、保護処分を受けた加害者に係る通知は、処遇に関与する少年院の長若しくは保護観察所の長、又は仮退院審理に関与する地方更生保護委員会がそれぞれ行うこととされています。

(イ) このように、被害者等は、家庭裁判所、矯正当局及び保護当局からの通知により、審判結果等に関する情報を得ることとなり、検察庁は、保護処分を受けた加害者に係る通知のための連携には直接関与しないとされています。

しかし、被疑者を家庭裁判所送致とする場合であって、いわゆる逆送される見込みの少ない場合は、被害者等通知を希望している被害者等に対し、被害者等向けのパンフレットを交付するなどして、保護処分を受けた加害者に係る通知の制度があることを教示し、被害者等に対する制度の周知に可能な限り協力すべきものと思われます。

(ウ) これまで説明したとおり、検察官は、保護処分を受けた加害者に係る通知のための連携には関与していません。そのため、以下の説明は、制度の概要が理解できる程度の簡単なものととどめたいと思います。

イ 通知事項

○ 加害者が少年院送致処分を受けた場合の通知事項は

- ① 収容されている少年院の名称等の事項
(入院年月日、収容されている少年院の名称及び所在地)
- ② 少年院における教育状況等に関する事項
(教育予定期間、処遇の段階等)
- ③ 出院に関する事項及びこれに準ずる事項
(出院時において収容されていた少年院の名称及び所在地等)
- ④ 仮退院審理の開始に関する事項
- ⑤ 仮退院審理の結果に関する事項
- ⑥ 保護観察の開始に関する事項
- ⑦ 保護観察中の処遇状況に関する事項
(特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容等)
- ⑧ 保護観察の終了に関する事項

○ 加害者が少年法上の保護観察処分を受けた場合の通知事項は、上記のうち、⑥～⑧の事項。

(ア) 加害者が少年院送致処分を受けた場合の通知事項

加害者が少年院送致処分を受けた場合の通知事項は、

- ① 収容されている少年院の名称等の事項
- ② 少年院における教育状況等に関する事項
- ③ 出院に関する事項及びこれに準ずる事項
- ④ 仮退院審理の開始に関する事項
- ⑤ 仮退院審理の結果に関する事項
- ⑥ 保護観察の開始に関する事項
- ⑦ 保護観察中の処遇状況に関する事項
- ⑧ 保護観察の終了に関する事項

の8つを通知することになっています（③通達第8、2(1)ア、別表第4）。

(イ) 加害者が少年法上の保護観察処分を受けた場合の通知事項

加害者が少年法上の保護観察処分を受けた場合の通知事項は、上記⑥～⑧の3つの事項となっています（③通達第8, 2(1)ア, 別表第5）。

なお、少し細かい話になりますが、別表第4における「保護観察中の処遇状況に関する事項」には

- (1) 特別遵守事項の内容
- (2) 生活行動指針の内容
- (3) 保護観察官及び保護司との接触状況
- (4) 所在不明となったとき又は所在不明となった後その所在が

発見されたときは、その旨及びその年月日

の4つが挙げられているのに対し、別表第5における「保護観察中の処遇状況に関する事項」には、以上の4つに加えて

- (5) 保護観察の一時解除の処分をしたとき又はこれを取り消したときは、その旨及びその年月日

が挙げられています。

また、自由刑の実刑の場合等とは異なり、被害者等の希望によって通知事項が分かれるということはありませんし（別表第4, 別表第5）、目撃者等については、自由刑の実刑の場合等と異なり、通知の対象となっていないことにも留意してください。

(4) 通知手続等

ア 通知の端緒（被害者等の希望確認）

これまで説明してきた有罪裁判確定後の加害者に係る通知の場合は、

- 確定通知の際に、検察官等が、加害者の処遇状況等に関する事項の通知の希望の有無を確認すること

が通知の端緒とされていました。

しかし、保護処分を受けた加害者に係る通知については、

- 当該加害者が少年院送致処分を受けた者である場合は、少年鑑別所の長が通知希望の申出を受け付ける

- 当該加害者が少年法上の保護観察処分を受けた者である場合には、保護観察所の長が通知希望の申出を受け付けることとされており（③通達第8, 1(1)）、検察官が関与することはありません。

イ 通知手続等

(ア) 通知時期

- 通知事項に該当する事実が生じた後、遅滞なく通知。
- 保護観察中の処遇状況に関する事項等は、申出受領後、適宜の時期に最初の通知を実施し、以後、おおむね6か月ごとに通知を実施。

通知時期については、自由刑の実刑の場合と同様です。

すなわち、基本的には

通知事項に該当する事実が生じた後に、遅滞なく通知することとされ（③通達第8, 2(1)ア）、ただし、

保護観察中の処遇状況に関する事項の一部（特別遵守事項の内容、生活行動指針の内容、保護観察官及び保護司との接触状況等）等

については

- 申出書の提出を受けた後、適宜の時期に最初の通知を実施
- 以後、おおむね6か月ごとに通知を実施することとされています（③通達第8, 2(1)イ）。

(イ) 通知の判断

検察官は、保護処分を受けた加害者に係る通知には関与しないので、矯正当局及び保護当局の間で連携を取り合うことになります（③通達第9）。

(ウ) 通知方法

自由刑の実刑の場合と同様ですので、説明を省略します。

7 おわりに

(1) 以上で処遇状況等通知制度の説明を終了しますが、最後に留意点を何点か述べます。

1点目は、通知対象者や通知事項についてです。処遇状況等通知制度は、加害者に対する判決又は処分の内容に従って5つの場合に区分けされており、それぞれの場合における通知事項や通知内容等が異なっていることから、内容が複雑で理解しにくい面があるように思われるかもしれません。

この点については、次の表のように、

- 通知対象者の範囲（目撃者等が含まれるか）
- 通知者（検察官が通知を行うか）
- 通知事項（被害者等の希望により通知事項が異なるか）

という3つの点に着目をして整理をすると理解しやすいのではないかと思います。

加害者に対する判決又は処分の内容	目撃者等が含まれるか (通知対象者の範囲)	検察官が通知を行うか (通知者)	被害者等の希望により 通知事項が異なるか (通知事項)
執行猶予の付されていない懲役又は禁錮の刑の場合 (刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合を含む。)	含まれる (目撃者等が特に通知を希望する場合で、被害者等通知制度の目的に鑑みて相当である場合に可)	行う (矯正当局に係る情報及び仮釈放中に保護観察をつかさどることになる保護観察所の名称等は、検察官が通知)	異なる
懲役又は禁錮の刑の執行猶予の言渡しの場合	含まれない (ただし、刑の執行猶予の言渡しを取り消された場合は、自由刑の実刑と同様)	行う (執行猶予の取消しに関する事項は検察官が通知)	異なる
拘留の刑の場合	含まれない	行う (仮出場又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項は検察官が通知)	異なる
少年院送致処分の場合	含まれない	行わない	異なる
少年法上の保護観察処分の場合	含まれない	行わない	異なる

2点目は、処遇状況等通知制度は、前回説明した被害者等通知制度とは異なり、裁判確定後の制度であるという点です。

そのため、被害者等の通知対象者に対して裁判の確定通知を行う際に、被害者等への通知希望の確認をする必要がある（確定通知を省略している庁においては、裁判結果通知時等に適切に希望を確認する必要がある。）ことや、裁判の結果が確定しないと通知事項も確定しないため、裁判確定前に申出書の提出を受けることはできないことに留意してください。

3点目は、刑事施設、地方更生保護委員会又は保護観察所からの問い合わせ等に対する対応についてです。前記2記載のとおり、処遇状況等通知制度の実施に当たっては、検察当局、保護当局及び矯正当局の三局が連携することが不可欠ですから、他の機関から検察当局に対して通知内容等に関する問い合わせがなされた場合には、これに適切に対応する必要があります（④通知第2,3）。

(2) 今回は、釈放予定等通知制度についての説明を行います。